

平成 30 年 10 月 31 日
鳥取県公報号外第 84 号別冊

鳥取県の人事行政の運営等の状況

平成 30 年 10 月 31 日公表

鳥 取 県

(総務部行財政改革局人事企画課)

目 次

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況	
(1) 職員の採用の状況	1
(2) 職員の異動の状況	1
(3) 職員の退職の状況	1
(4) 部門別の職員数の状況	1
(5) 部門別の職員数の増減の状況及び当該増減の主な理由	2
(6) 定数削減の状況	3
(7) 職員数の推移	3
(8) 職級別の職員数の状況	3
(9) 等級等ごとの職員数の状況	3
(10) 年齢別職員構成の状況	4
(11) 障がい者の雇用の状況	4
2 職員の人事評価の状況	
人事評価制度の概要	5
3 職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況	
(1) 給与制度の見直しについて	5
(2) 人件費の状況	6
(3) 職員給与費の状況	6
(4) 給与改定の状況	6
(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について	7
(6) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	7
(7) 職員の初任給の状況	8
(8) 職員の経験年数別及び学歴別の平均給料月額の状況	8
(9) 一般行政職の給料月額の国との比較（ラスパイレス指数）の状況	9
(10) 職員の給与の削減のための特例措置の状況	9
(11) 一般行政職の級別の職員数及び給料表の状況	9
(12) 昇給への勤務成績の反映状況	11
(13) 職員手当の状況	11
(14) 特別職の報酬等の状況	19
(15) 企業局（電気事業、工業用水道事業及び埋立事業）の状況	20
(16) 病院事業（中央病院及び厚生病院）の状況	22
4 職員の勤務時間、休暇、旅費その他の勤務条件の状況	
(1) 職員の勤務時間	25
(2) 職員の年次有給休暇の取得状況	25
(3) 職員の時間外勤務及び休日勤務の状況	25
(4) 特別休暇等の制度概要	25
(5) 自己啓発等休業の状況	27
(6) 修学部分休業の状況	27
(7) 育児休業の状況	27
(8) 育児短時間勤務の状況	27
(9) 旅費の制度の概要	27
5 職員の分限及び懲戒処分の状況	
(1) 職員の分限の件数	27
(2) 職員の懲戒等の件数	28
6 職員の営利企業等の従事の許可その他の服務の状況	
(1) 営利企業等の従事許可の件数	28
(2) 職務上の秘密に属する事項の発表の許可の件数	28
7 職員の退職管理の状況	
(1) 平成30年4月1日における職員の退職管理に関する制度の概要	28
(2) 退職後2年間に再就職した職員の状況	29
8 職員の研修の状況	
職員の研修に関する計画の概要及び実施状況	29

9 職員の健康管理に関する福祉の状況	
(1) 安全衛生管理体制	30
(2) 職員のための福利厚生活動事業	30
(3) 職員の健康診断の状況	31
10 職員の勤務条件に関する措置の要求に係る職員の利益の保護の状況	31

第2 鳥取県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況	
(1) 職員の競争試験の状況	32
(2) 職員の選考の状況	33
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	
(1) 給与等報告・勧告のポイント	33
(2) 給与決定の原則	33
(3) 給与を取り巻く状況	33
(4) 勧告の考え方及び内容	34
(5) 人事管理に関する報告	34
(6) 勧告年月日	35
3 勤務条件に関する措置の要求の状況	35
4 不利益処分に関する審査請求の状況	35

別添「等級及び職制上の段階ごとの職員数」

※第1 1 (9) 「等級等ごとの職員数の状況」の内容

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況（平成 29 年度）

職員の採用は、競争試験及び選考により行われています。

区分	平成29年度						平成28年度						(単位:人)	
	競争試験	うち女性数	選考	うち女性数	うち再任用職員等	計	競争試験	うち女性数	選考	うち女性数	うち再任用職員等	計		
一般行政職員	101	49	208	106	50	309	94	39	188	94	56	282		
教 員	0	0	239	103	58	239	0	0	228	109	36	228		
警 察 官	45	9	36	0	36	81	47	10	31	1	31	78		
計	146	58	483	209	144	629	141	49	447	204	123	588		

(注) 1 職員数は、臨時の任用職員及び非常勤職員を除いた数です（以下同じ。）。

2 一般行政職員は、教員及び警察官を除いた職員です（以下同じ。）。

3 教員には、県が給与の一部を負担することとされている市町村の学校の教員を含みます（以下同じ。）。

4 再任用職員等には、再任用職員、任期付職員及び国等との人事交流により採用又は復帰する職員を含みます。

(2) 職員の異動の状況（平成 29 年度）

職員の異動は、4月1日の定期異動のほか、年度中途であっても業務量の増減等、必要に応じて行っています。

区分	平成29年度			平成28年度			(単位:人)	
	異動者数	うち女性数		異動者数	うち女性数			
一般行政職員	部長級	16	3	7	3	3		
	次長級	38	6	31	2	2		
	課長級	177	30	204	49	49		
	課長補佐級	284	75	259	72	72		
	係長級	369	138	363	131	131		
	一般職員等	421	151	373	140	140		
	計	1,305	403	1,237	397	397		
教 員	校長	73	11	67	8	8		
	教頭	108	23	94	15	15		
	教諭	636	310	679	357	357		
	助教諭等	0	0	5	3	3		
	計	817	344	845	383	383		
警察官	警視	50	0	45	0	0		
	警部	101	0	80	3	3		
	警部補	118	4	129	6	6		
	巡査部長	137	14	126	16	16		
	巡査等	157	30	175	22	22		
	計	563	48	555	47	47		

(3) 職員の退職の状況（平成 29 年度）

(単位:人)

区分	平成29年度				平成28年度				(単位:人)
	一般行政職員	教員	警察官	計	一般行政職員	教員	警察官	計	
定年退職	93	157	14	264	99	143	13	255	
勧奨退職	4	2	10	16	2	1	9	12	
早期退職	17	39	1	57	21	40	0	61	
普通退職	105	54	17	176	95	21	25	141	
分限免職	0	0	0	0	0	0	0	0	
懲戒免職	0	0	0	0	0	0	0	0	
失職	0	0	0	0	0	0	0	0	
死亡退職	2	3	0	5	3	3	1	7	
計	221	255	42	518	220	208	48	476	

(注) 早期退職とは、勤続 20 年以上で 45 歳以上の職員が 7月末までの申出によりその年度末に退職すること（定年退職を除く。）を、普通退職とは自己の都合により退職することをいいます。

(4) 部門別の職員数の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

鳥取県の職員数は、鳥取県職員定数条例（平成 6 年鳥取県条例第 4 号）、鳥取県病院局企業職員定数条例（平成 18 年鳥取県条例第 13 号）及び鳥取県警察職員定員条例（昭和 32 年鳥取県条例第 14 号）で上限を定めています。

これら職員の配置については、組織体制の見直しと併せて、効率的・機能的に業務ができるよう見直しを行っています。

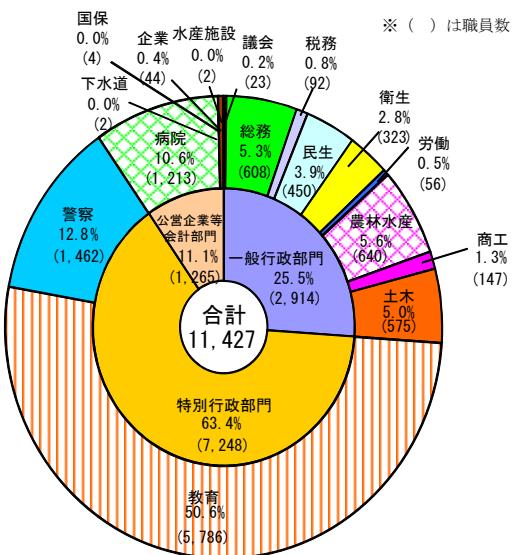
区分	職 員 数				
	部 門	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
議 会	23人(0)	23人(0)	23人(0)	23人(0)	23人(0)
総 務	608人(-4)	611人(-3)	596人(△15)	609人(-13)	608人(△1)
税 务	99人(△1)	95人(△4)	96人(-1)	97人(-1)	92人(△5)

一般行政部門	民 生	437人(△6)	431人(△6)	432人(△1)	435人(△3)	450人(△15)
	衛 生	355人(△5)	351人(△4)	361人(△10)	362人(△1)	323人(△39)
	労 働	49人(△1)	48人(△1)	51人(△3)	53人(△2)	56人(△3)
	農林水産	683人(△30)	680人(△3)	677人(△3)	666人(△11)	640人(△26)
	商 工	143人(△1)	150人(△7)	150人(△0)	149人(△1)	147人(△2)
	土 木	591人(△5)	575人(△16)	566人(△9)	570人(△4)	575人(△5)
計		2,988人(△29)	2,964人(△24)	2,952人(△12)	2,964人(△12)	2,914人(△50)
特別行政部門	教 育	5,959人(△22)	5,933人(△26)	5,893人(△40)	5,843人(△50)	5,786人(△57)
	警 察	1,438人(△6)	1,450人(△12)	1,447人(△3)	1,440人(△7)	1,462人(△22)
計		7,397人(△28)	7,383人(△14)	7,340人(△43)	7,283人(△57)	7,248人(△35)
普通会計計		10,385人(△57)	10,347人(△38)	10,292人(△55)	10,247人(△45)	10,162人(△85)
公営企業等 会計部門	病 院	1,093人(△19)	1,127人(△34)	1,167人(△40)	1,177人(△10)	1,213人(△36)
	下 水 道	2人(△0)	2人(△0)	2人(△0)	2人(△0)	2人(△0)
	企 業	43人(△1)	43人(△0)	44人(△1)	43人(△1)	44人(△1)
	水 産 施 設	2人(△0)	2人(△0)	2人(△0)	2人(△0)	2人(△0)
国 保		—	—	—	—	4人(△4)
計		1,140人(△18)	1,174人(△34)	1,215人(△41)	1,224人(△9)	1,265人(△41)
合 計		11,525人(△39)	11,521人(△4)	11,507人(△14)	11,471人(△36)	11,427人(△44)
[条例定数]		[12,136人]	[12,129人]	[12,074人]	[12,044人]	[11,968人]

(注) 1 ()は、前年との比較

2 職員数には、再任用職員、鳥取県職員の身分を有する派遣職員等を含みます。 (総務省「地方公共団体定員管理調査」の区分等に準拠)

平成30年 部門別職員割合



(5) 部門別の職員数の増減の状況及び当該増減の主な理由 (平成30年4月1日現在)

部門別の職員数の主な増減理由は、次のとおりです。

部 門	増 減	主 な 増 減 理 由
一般行政部門	議 會	0
	總 務	△1
	稅 勿	△5
	民 生	15
	衛 生	△39
	労 働	3
	農林水産	△26
	商 工	△2
	土 木	5
	計	△50
特政 別部 門	教 育	△57
	警 察	22
行 門	計	△35
	普通会計計	△85
公会 當計 企部 業門 等	病 院	36
	下 水 道	0
	企 業	1
	水 産 施 設	0
	國 保	4
合 計	計	41
	合 計	△44

(6) 定数削減の状況

鳥取県では、鳥取県版集中改革プラン（平成 19 年度～平成 23 年度当初）及び新たな定数管理の方針（平成 23 年度～平成 27 年度当初）に基づく取組の結果、8 年間で 608 人（うち一般行政部門 306 人）の定数削減を達成しました。

平成 27 年度からは、役所仕事のあらゆるムリ・ムダを排除することにより、平成 31 年度までの 4 年間でさらに 1 % の定数削減（学校教職員、警察、病院局を除く一般行政部門等を対象）を図ることを目標としています。

厳しい状況が続く県財政を踏まえ、将来に向けて持続可能な体制とするためには、これまで以上に簡素で機能的な組織を構築し、全国最少レベルの職員数を堅持することが必要です。このため、業務改善や行政課題の変化に対応した業務のスクラップ・アンド・ビルト、社会環境の変化を踏まえた組織機能の再点検、また民間・N P O との連携推進等により、組織体制の更なる効率化や人員配置の最適化を目指した取組を進めています。

(7) 職員数の推移

部門別	年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去 5 年間の増減数（率）
一般 行 政	3,017人	2,988人	2,964人	2,952人	2,964人	2,914人	△103人（△ 3.4%）	
教 育	5,981人	5,959人	5,933人	5,893人	5,843人	5,786人	△195人（△ 3.3%）	
警 察	1,444人	1,438人	1,450人	1,447人	1,440人	1,462人	18人（1.2%）	
普 通 会 計 計	10,442人	10,385人	10,347人	10,292人	10,247人	10,162人	△280人（△ 2.7%）	
公営企業等会計計	1,122人	1,140人	1,174人	1,215人	1,224人	1,265人	143人（12.7%）	
総合計	11,564人	11,525人	11,521人	11,507人	11,471人	11,427人	△137人（△ 1.2%）	

(8) 職級別の職員数の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

職場における男女共同参画の推進を図るために、女性職員の管理職への登用や職域の拡大を積極的に行ってています。

（単位：人）

区分	平成30年4月1日現在			平成29年4月1日現在			
	職員数 A(人)	うち女性数 B(人)	割合 B/A	職員数 A(人)	うち女性数 B(人)	割合 B/A	
一般行政職員	部長級	21	3	14.3%	21	3	14.3%
	次長級	76	10	13.2%	76	9	11.8%
	課長級	492	107	21.7%	481	96	20.0%
	課長補佐級	907	268	29.5%	905	267	29.5%
	係長級	1,333	573	43.0%	1,337	548	41.0%
	一般職員等	2,236	1,230	55.0%	2,264	1,239	54.7%
	計	5,065	2,191	43.3%	5,084	2,162	42.5%
教 員	校長	210	29	13.8%	213	31	14.6%
	教頭	254	59	23.2%	254	56	22.0%
	教諭	4,561	2,089	45.8%	4,596	1,998	43.5%
	助教諭等	98	28	28.6%	102	29	28.4%
	計	5,123	2,205	43.0%	5,165	2,114	40.9%
	合計	11,427	4,512	39.5%	11,471	4,385	38.2%
警 察 官	警視	63	0	0.0%	63	0	0.0%
	警部	129	2	1.6%	130	2	1.5%
	警部補	311	15	4.8%	310	12	3.9%
	巡査部長	320	31	9.7%	322	34	10.6%
	巡査等	416	68	16.3%	397	61	15.4%
	計	1,239	116	9.4%	1,222	109	8.9%

(9) 等級等ごとの職員数の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

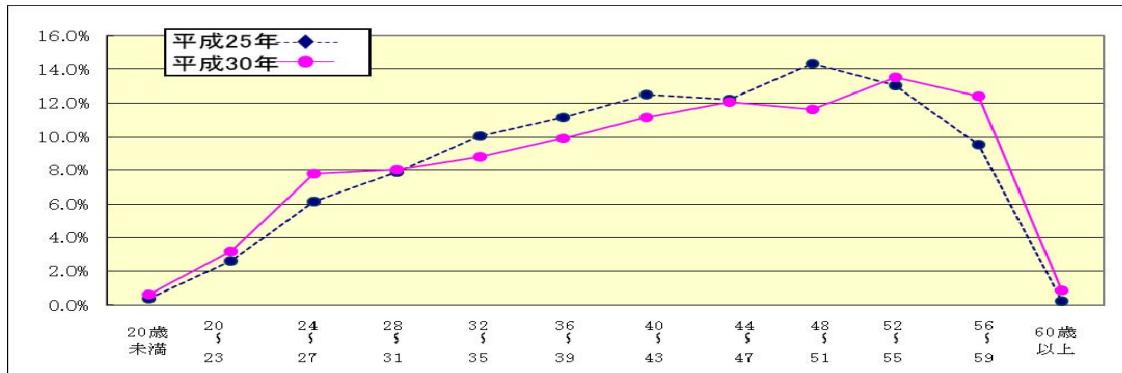
職員の給与に関する条例（昭和 26 年鳥取県条例第 3 号）に定める等級別基準職務表に基づく、個々の具体的な職務の各等級への格付けに係る県の説明責任を強化し、職務給の原則の徹底を図るために、等級及び職制上の段階ごとの職員の数を公表します。

なお、ここで公表する職員数は、集計方法の違いから、他に公表する情報と職員数が一致しないことがあります。

※地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 3 の規定に基づく公表

※詳細は、別添巻末資料を参照

(10) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
平成30年	70人	362人	890人	919人	1,006人	1,132人	1,274人	1,379人	1,331人	1,547人	1,416人	101人	11,427人
平成25年(5年前)	46人	299人	710人	911人	1,160人	1,291人	1,444人	1,415人	1,655人	1,505人	1,101人	27人	11,564人

(11) 障がい者の雇用の状況（平成30年6月1日現在）

区分	平成30年				平成29年			
	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数	障がい者雇用率	法定雇用率	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数	障がい者雇用率	法定雇用率
知事部局等	3,117.5人	100.0人	71人 3.21%	2.5%	3,220.5人	102.0人 72人 2人 4人 - 22人 24人 7人 12人	3.17% 27人 5人 - 22人 9人 7人	2.3%
教育委員会	4,272.5人	109.0人	79人 2.55%	2.4%	4,268.0人	111.0人 83人 7人 9人 0人 16人 20人 12人 15人	2.60% 19人 17人 18人 13人	2.2%
警察本部	312.0人	8.0人	4人 2.56%	2.5%	308.8人	8.0人 4人 - 1人 - 3人 - -	2.60% - 1人 - 3人 - -	2.3%
病院局	637.5人	16.0人	10人 2.51%	2.5%	626.5人	15.0人 10人 - 1人 - 3人 5人 - 1人	2.39% - 1人 - 3人 5人 - 1人	2.3%

(注) 1 知事部局等とは、知事部局及び企業局の職員です。

2 「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。

- 3 職員数には、非常勤職員等の短時間勤務職員（任用期間が1年かつ週20時間以上の者に限る。）を含みます。
- 4 「障がい者数」とは、身体障がい者数、知的障がい者数及び精神障がい者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、法律上、1人を2人に相当するものとして計上し、短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人（重度身体障がい者、重度知的障がい者及び採用の日または精神障害者保健福祉手帳取得の日のいずれか遅い日から起算して3年を経過する間にある者にあっては1人）に相当するものとして計上しています。

2 職員の人事評価の状況

年々多様化する行政ニーズに対応するため、職員の育成並びに勤務意欲及び能力の向上を目的として、人事評価を実施しています。面談により、評価結果を職員本人に開示するとともに、上司から業務に関する指導助言を行うなど、職員の能力開発に資する取組を行っています。

人事評価制度の概要（平成30年4月1日現在）

区分	具体的な取組		
	一般行政職員	教員（学校事務職員を含む）	警察
評価方法	絶対評価	絶対評価	絶対評価
評価の対象者	全職員（評価対象期間中に勤務実績が全くない職員は除く。） ※県警一般行政職員は警察に同じ。	市町村（学校組合）立学校及び県立学校に勤務する教職員（評価期間における勤務期間が3ヶ月に満たない教職員等は除く。）	全職員 (地方警務官、出向者、評価対象期間中に勤務実績のない派遣者・休職者等は除く。)
評価者研修	評価の公平性、客観性の確保のため評価者に対する研修を実施 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	評価の公平性、客観性の確保のため評定者に対する研修を実施	なし
評価時期	年2回（10月、2月）	年1回（1月）	年2回（10月、2月）
苦情相談窓口	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談員の設置
評価結果の反映	人事配置、給与（昇給・勤勉手当）に反映	人事配置等に反映 管理職については昇給に反映	人事配置、給与（昇給・勤勉手当）に反映
面談	上司と部下の面談を年3回実施 ・業務目標の確定 ・評定結果の本人開示 ・部下の意欲向上につながる指導、助言 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	評価対象者と評価者の面談を年3回実施 ・学校目標達成への意欲醸成、資質能力の伸長 ・次年度の目標設定に向け、意欲を喚起	面談を年2回実施 ・業務目標の確定 ・部下の意欲向上につながる指導、助言
自己申告制度	業務管理支援及び能力・キャリア開発も目的とした、「業務管理・キャリア開発シート」の作成を全職員が実施 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	学校教育目標を踏まえた自己目標を定める教職員の自己申告制度を実施	評価期間における発揮した能力、挙げた業績に関する自己の認識その他参考となる事項について申告する制度を実施

3 職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況

（1）給与制度の見直しについて

平成29年度に行った主な見直しは、次のとおりです。

項目	見直しの内容	実施時期
給料表の改定	・ 全給料表について、給料水準の引上げ	平成29年4月1日
初任給調整手当の見直し	・ 初任給調整手当の支給月額の上限の引上げ	平成29年4月1日
管理職手当の見直し	・ 管理職手当の支給月額の引上げ	平成29年4月1日
扶養手当の見直し	・ 子に係る手当額を引上げ	平成29年4月1日
通勤手当の見直し	・ 自動車等を使用する職員に対する通勤手当の額の見直し ・ 特別急行列車を利用する職員の通勤手当の額を特別料金等の額の3分の2（改正前2分の1）に引上げ	平成30年4月1日
教員特殊業務手当の見直し	・ 教員特殊業務手当の支給額の引上げ	平成30年4月1日
退職手当の見直し	・ 退職手当の支給水準の引き下げ	平成30年4月1日

○参考

鳥取県では、独自に給与制度の適正化に取り組んでおり、平成17年度から以下の見直しを実施しています。

項目	見直しの内容	実施時期
職責の実態と給与の級との関係が不適切な職等（いわゆる「わたり」）の見直し	・ 職務や責任の実態と給与上の職務の級の格付けとの関係が不適切な職の廃止又は格付けの見直し 【行政職の例】…他の給料表についても同趣旨の見直しを実施 主事：1～4級→1～3級（4級を廃止）〔1～2級〕 主任：4～6級→廃止 係長：4～6級→4～5級（6級を廃止）〔3級〕 主査：7～8級→廃止（8級は平成13年度から凍結） ※〔 〕は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。	平成18年2月1日 (経過措置:平成23年3月31日まで)

給与構造改革における経過措置額の廃止	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年給与構造改革における経過措置（現給保障）の廃止 廃止により生ずる原資を用い、給料表の構造を是正（行政職1・2級相当は1.6パーセント引下げ、行政職3級以上相当は1.9パーセント引上げ） 	平成24年4月1日 (人事委員会勧告を受けて実施) (経過措置：平成25年3月31日まで)
海事職給料表の新設	<ul style="list-style-type: none"> 船員に対する海事職給料表の新設（行政職給料表から海事職給料表へ切替え） 航海手当（特殊勤務手当）の支給を、夜間及び警報、注意報の発令時に限定 旅行手当の廃止 	平成20年4月1日
初任給の引上げと高齢者層の昇給の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 初任給の引上げ (行政職大卒の場合: 1級25号給[170,200円]→1級29号給[176,800円]) 50歳を超える職員の標準の昇給号給数を4号給（管理職層は3号給）から2号給（55歳を超える職員は2号給から1号給）に抑制 	平成20年4月1日
研究職給料表の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 職務及び人事管理の実態を踏まえ、行政職給料表との均衡を考慮した給料表に見直し 	平成23年4月1日
特殊勤務手当の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 支給対象業務及び支給方法の抜本的な見直し 手当の廃止：手当（訓練指導手当、特殊自動車運転手当、けん銃操作法指導手当、発電所集中制御業務手当等） 支給方法の変更（警察職員の作業手当等を月額から日額へ） 手当の減額（医療業務手当） 運転免許技能試験手当の廃止 	平成18年4月1日
その他の手当の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 給料の調整額、農林漁業改良普及手当及び産業教育手当の廃止 べき地手当の支給率の引下げ（4／100～16／100→1／100～6／100） 特地勤務手当の廃止 	平成18年4月1日
現業職の給与の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 行政職1～5級〔1～3級〕相当の水準まで引下げ（従来は行政職7級相当水準） 職責に基づかない職務の級の格付けの廃止 → 車庫長、守衛長等の特定の職に任用された者に限り、行政職4・5級〔3級〕相当とする（他は1～3級〔1～2級〕相当）。 <p>※〔 〕は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。</p>	平成17年9月1日 (経過措置：平成23年3月31日まで)
退職手当の水準引下げ	<ul style="list-style-type: none"> 退職手当に係る調整率を平成25年度中は100分の98、平成26年度中は100分の92、平成27年度以後は100分の87（現行100分の104）に引下げ 平成20年度に給料月額の減額改定を受けた職員に対する退職手当の特例を廃止 退職手当に係る調整率を100分の83.7に引下げ 	平成25年4月1日
		平成30年4月1日

(注) 上掲のほか、国の給与構造改革に準じた制度改正（給料表の改正、勤務実績・成績に応じ号給を決定する査定昇給制度の導入、退職手当の算定方法の見直し等）を平成18年度より実施しています。

(2) 人件費の状況（平成29年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	平成28年度 の人件費率
平成29年度	566,495人	359,247,009千円	2,906,409千円	93,352,620千円	26.0%	26.5%

(注) 1 実質収支は、当該年度における剰余金です。

2 人件費には、職員共済費、県議会議員並びに知事及び副知事の報酬等を含みます。

(3) 職員給与費の状況（平成29年度普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たりの給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成29年度	10,247人	43,557,934千円	7,244,225千円	15,592,151千円	66,394,310千円	6,479千円

(注) 1 職員数は、平成29年4月1日現在の人数です。

2 職員手当には、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

(4) 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人事委員会の勧告			
	民間給与 A	職員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)
平成29年度	347,764円	344,378円	3,386円 (0.98%)	0.91%

(注) 「民間給与」及び「職員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与額です。

イ 特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告			
	民間の支給割合 A	職員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定期数)
平成29年度	3.99月	4.00月	△0.01月	-

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「職員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(参考) 特別給の支給月数等の推移

本県では、従来から県内民間との均衡を考慮して改定を行ってきたところです。これにより、平成 29 年度の本県の支給月数は都道府県中 47 位となっています。

区分	県職員の支給月数		県内民間の支給割合	国家公務員の支給月数(改定後)
	改定前	改定後		
平成25年度	3.90月	据置	3.89月	3.95月
平成26年度	3.90月	4.00月	4.00月	4.10月
平成27年度	4.00月	4.10月	4.09月	4.20月
平成28年度	4.10月	4.00月	4.02月	4.30月
平成29年度	4.00月	据置	3.99月	4.40月

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2 % の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

ア 給料表の見直し (実施時期 平成 27 年 4 月 1 日)

(ア) 給料表の改定

民間給与を上回る高齢層の給与を抑制する一方で、初任層については、人材確保の観点から特段の配慮をする必要があり、国と同様の課題認識に立ち、国に準じた世代間の給与配分の見直しを実施。

(イ) 給与水準の据置

国の総合的見直しにおける俸給表に準じた給料表に改定した上で、さらに地域民間給与に均衡した水準に据え置き (調整)。

(ウ) 経過措置 (現給保障)

平成 31 年 3 月 31 日までの 4 年間実施。

イ 地域手当の見直し (実施時期 平成 27 年 4 月 1 日)

段階的に支給割合を引上げ (鳥取県内は支給なし)。

※国は給与改定後、平成 27 年 4 月 1 日に遡及して支給割合の引上げを行ったが、本県では給与改定後の平成 28 年 1 月 1 日から支給割合を引上げ (引上げ後の各地域の支給割合は国と同じ)。

ウ その他の見直し内容 (実施時期 平成 27 年 4 月 1 日)

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(6) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(平成 30 年 4 月 1 日現在。企業局及び病院局を除く。以下(7)から(13)までにおいて同じ。)

区分	一般行政職			警察職			高等学校教育職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	323,846円	401,450円	43.5歳	315,368円	418,016円	36.6歳	393,151円	433,902円	46.3歳
		350,100円			340,896円			412,952円	
都道府県平均	328,772円	414,485円	43.1歳	320,446円	456,343円	38.4歳	377,225円	440,594円	44.8歳
国	329,845円	410,940円	43.5歳	317,397円	374,941円	41.3歳	—	—	—

区分	小・中学校教育職			研究職			医師等医療職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	373,444円	406,347円	44.4歳	317,799円	373,270円	41.0歳	404,055円	918,405円	36.7歳
		391,011円			344,390円			776,536円	
都道府県平均	363,803円	420,442円	43.3歳	357,679円	428,827円	43.7歳	458,485円	939,703円	44.8歳
国	—	—	—	399,760円	556,556円	45.7歳	504,548円	850,723円	51.6歳

区分	薬剤師等医療職			看護師等医療職			海事職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	305,846円	355,596円	41.5歳	304,158円	362,385円	41.4歳	335,776円	374,636円	41.7歳
		326,261円			320,645円			363,805円	
都道府県平均	324,180円	392,180円	42.2歳	312,308円	389,374円	40.7歳	—	—	—
国	309,198円	354,099円	46.1歳	315,014円	350,632円	47.2歳	—	—	—

区分	現業職					民間(現業職)			参考(現業職)		
	平均給料額 月	平均給与 月額(A)	平均給与 月額(時間外勤務 手当等を含 まない額)	平均 年齢	職員数	平均給与 月額(B)	平均 年齢	A/B (参考)	年収ベース(試算値)の比較		
									公務員(C)	民間(D)	C/D
鳥取県	308,591円	337,342円	321,645円	51.5歳	118人	—	—	—	—	—	—
学校技能班長等	305,986円	330,281円	317,811円	49.5歳	28人	209.3千円	55.9歳	1.58	5,181.0千円	2,833.8千円	1.83
自動車整備士	—	—	—	—	1人	—	—	—	—	—	—
その他	309,202円	339,539円	322,717円	52.1歳	89人	—	—	—	—	—	—
都道府県平均	326,437円	382,344円	—	52.5歳	—	—	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 一般行政職とは、行政職給料表適用者のうち、国における税務職俸給表の適用を受けるものに相当する職員等を除いたものです。
 2 研究職は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に係るものであります。
 3 平均給料月額は、手当を含まない給料（教職調整額を含む。）の平均月額です。
 4 平均給与月額（鳥取県の上段及び都道府県平均）は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。なお、鳥取県の下段及び国の額は、手当のうち時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当を含まない額です。
 5 都道府県平均の数値は平成29年4月1日現在、国の数値は平成30年1月15日現在のものです。
 6 現業職の民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（平成27年～29年の平均）。
 7 現業職の職種については、学校技能班長等は賃金構造基本統計調査における「用務員」と比較していますが、年齢、業務内容、雇用形態等完全に一致しているものではありません。また、自動車整備士については、職員数が少ないため、掲載していません。
 8 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(7) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

(単位：円)

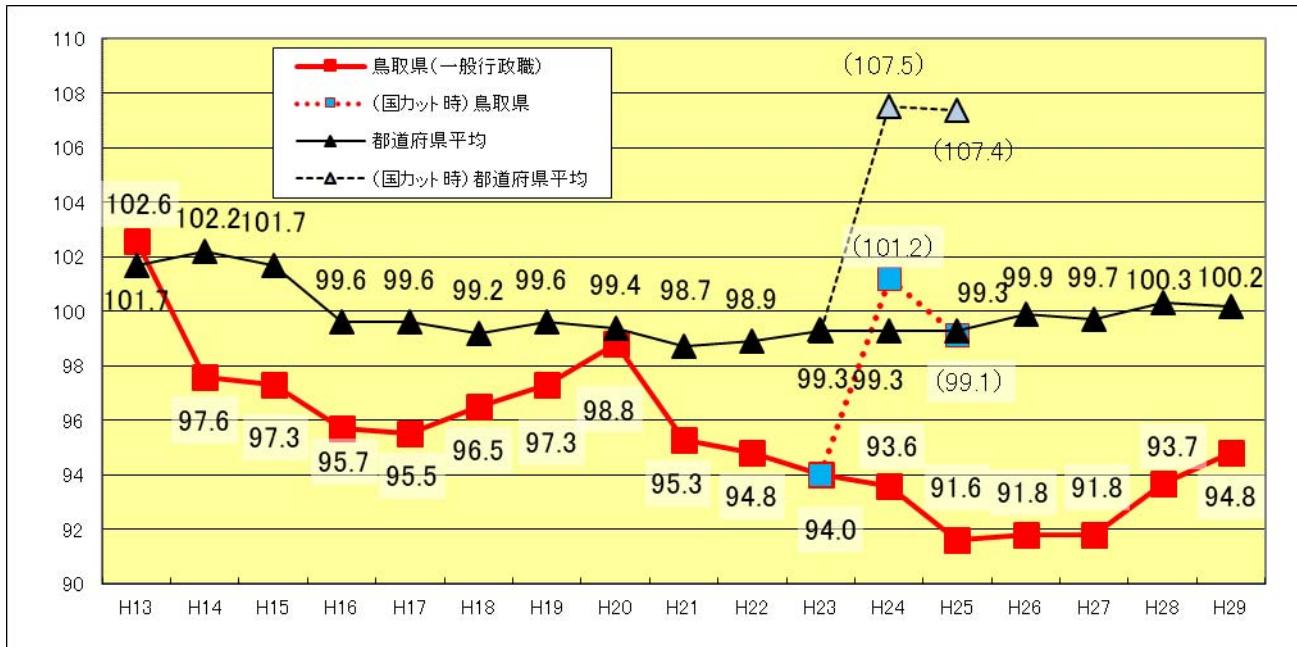
区分	鳥取県	国
一般行政職	大学卒	186,400
	高校卒	152,000
警察職	大学卒	215,900
	高校卒	173,200
高等学校教育職	大学卒	208,100
	高校卒	163,000
小・中学校教育職	大学卒	208,100
	高校卒	163,000
研究職	大学卒	193,200
医師等医療職	大学6卒	303,500
薬剤師等医療職	大学6卒	211,500
	大学卒	192,300
	短大3卒	182,200
看護師等医療職	短大3卒	207,000
海事職	大学卒（航海士等）	228,200
	大学卒（甲板員等）	213,200
現業職	高校卒	147,500

(8) 職員の経験年数別及び学歴別の平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

区分	10年	20年	25年	30年	40年 (大卒は35年)
一般行政職	大学卒	258,040円	330,248円	354,394円	383,375円
	高校卒	231,858円	299,800円	326,200円	340,025円
警察職	大学卒	295,275円	379,500円	424,000円	401,779円
	高校卒	262,500円	347,456円	382,300円	415,729円
高等学校教育職	大学卒	306,720円	379,286円	400,763円	415,101円
	高校卒	—	—	338,000円	※2 367,850円
小・中学校教育職	大学卒	308,029円	374,263円	388,407円	402,345円
研究職	大学卒	270,233円	332,917円	360,756円	388,480円
薬剤師等医療職	大学卒	264,400円	※3 328,533円	358,067円	—
現業職	高校卒	—	—	※4 294,033円	302,729円
					※5 319,550円

- (注) 1 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴等の期間を県職員の期間として換算した年数を加算したものです。
 2 ※1から※5までの各欄は、該当職員数がわざかであるため、次に掲げる経験年数の職員の平均給料月額を代わりに記載しています。
 3 経験年数別の職員がいない又は職員数が少ない職については、記載していません。

(9) 一般行政職の給料月額の国との比較（ラスパイレス指数）の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指數です（各年 4 月 1 日現在）。
- 100 より大きいと県の平均給与が国を上回り、100 より小さいと県の平均給与が国を下回っていることを表します。
- 2 平成 14 年度の大きなラスパイレス指数の変動は、平成 14 年度から職員の給与を削減する措置を行ったことが主な要因です。（鳥取県では、民間の雇用情勢が大変厳しい状況であったことから、平成 14 年度から平成 16 年度までの 3 年間、職員の給与を削減し、それによって得られた財源を雇用創出施策の実施に充てました。また、地方交付税の大幅な削減等により、県財政が非常に深刻な状況であったため、平成 17 年度から平成 19 年度までの 3 年間、職員の給与を削減し、県財政の再建を支えました。）
- 3 平成 24 年度及び 25 年度の破線は、国家公務員の給与を一時的に平均 7.8% 減額する措置が行われていたときのラスパイレス指数です。この措置の影響を取り除いたラスパイレス指数（実質値）は実線で表示しています。

(10) 職員の給与の削減のための特例措置の状況

該当なし

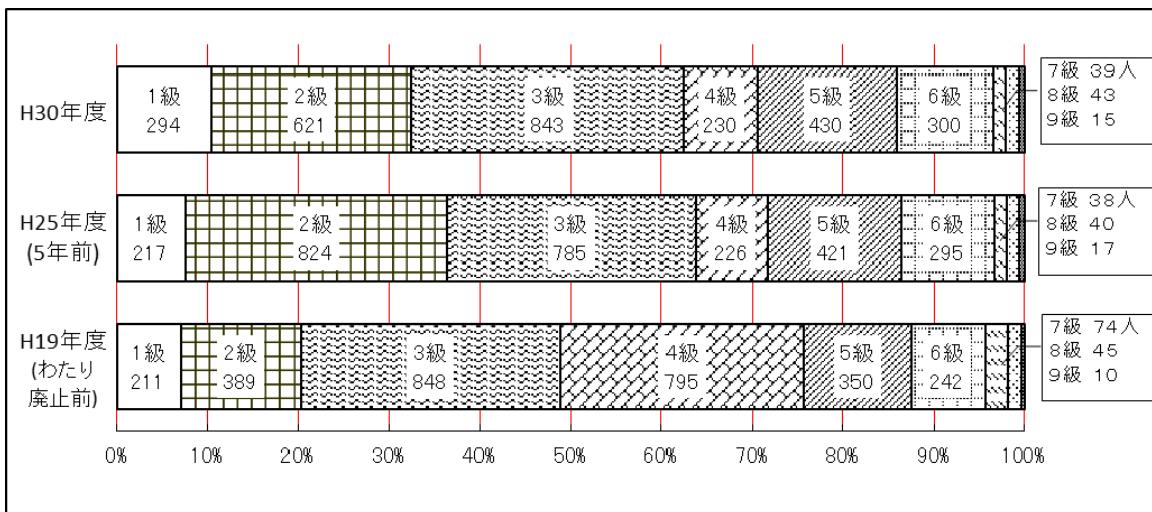
なお、本県では、時限的、特例的ないわゆる「給与カット」を行っていませんが、「わたり」の廃止や諸手当の見直し等本県独自の給与制度の適正化を行い、併せて県内民間の水準を考慮した給与改定を行うことにより、恒常的に「給与カット」と同等以上の人件費削減効果をあげているところです。

(11) 一般行政職の級別の職員数及び給料表の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級(1・2級)	主事及び技師	294人	10.4%	143,000円	247,800円
2級(3級)	主事及び技師	621人	22.1%	193,300円	304,700円
3級(4・5級)	係長	843人	29.9%	229,600円	352,200円
4級(6級)	課長補佐	230人	8.2%	262,800円	381,700円
5級(7級)	課長補佐	430人	15.3%	288,900円	393,800円
6級(8級)	課長	300人	10.7%	319,500円	410,000円
7級(9級)	課長	39人	1.4%	363,400円	443,100円
8級(10級)	次長	43人	1.5%	408,900円	468,100円
9級(11級)	部長	15人	0.5%	459,400円	523,400円

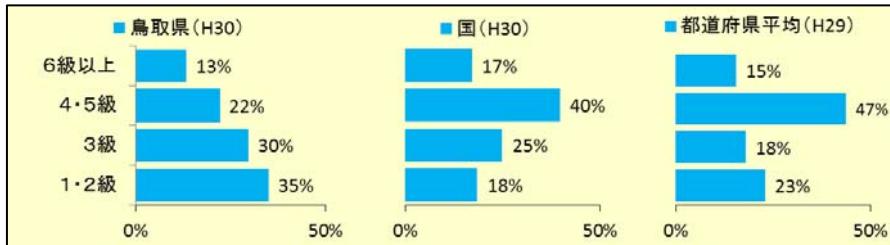
- (注) 1 級は、一般行政職の職務を、その難易度等に応じて分類したものです。
 2 ()内の数値は、平成 18 年度から実施した職務の級の構成の変更以前の級です。
 3 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

ア 鳥取県の職位（職務の級）別職員割合の推移



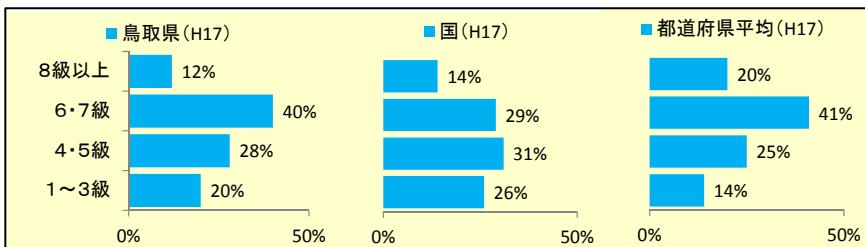
(注) 「わたり」の廃止（平成18年2月）に伴い、円滑な制度移行を図るため、平成19年度末まで2年間を重点期間として、課長補佐級、係長級の整理等を行った上で、平成20年4月1日に給料の級・号給の切替えを行いました。そのため、平成20年度以降は平成19年度に比べ、4級の職員の数が大きく減り、一方、2級の職員の数は大きく増えています。

イ 職位（職務の級）別職員割合の国比較（行政職給料表適用者）



- (注) 1 都道府県平均の数値は、各都道府県人事委員会が公表している行政職給料表の在級分布の状況を基に職務の級により区分・集計したものです。なお、東京都及び大阪府については独自給料表であり比較できないため集計の対象となっていません。
 2 この表は行政職給料表適用者を対象としたものであるため、一般行政職（（6）注1を参照。）を対象としている上記2つの表とは職位別の職員割合は一致しません。

○「わたり」廃止前の状況



- (注) 1 「わたり」の廃止とは
 「わたり」は、年功的に給与を決定する仕組みであり、職員の給与は職務の内容や責任の重さに応じたものでなければならないことが定められている地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に照らして、不適切な面があったことから、抜本的に見直しを行い、平成18年2月に廃止したものです。
 2 平成17年当時の行政職給料表の職務の級は11級までありました。当時の1～3級、4・5級、6・7級、8級以上がそれぞれ現在の1・2級、3級、4・5級、6級以上に対応します。
 3 都道府県平均の数値は、平成17年に各都道府県人事委員会が公表した行政職給料表の在級分布の状況を基に職務の級により区分・集計したものです。なお、東京都及び大阪府については独自給料表であり比較できないため、また、京都府はデータがないため、集計の対象となっていません。

ウ 「わたり」の廃止に伴う職務の級の切替えの例（行政職の場合）

職名	H18.2以前 (見直し前)	H18.4.1 〔給与構造改革による給与切替後〕	見直し後(経過措置)		制度 完成後
			H19.4.1	H20.4.1 〔H23.4.1までの4年間給料 月額の激減緩和措置あり〕	
主査	7～8級	5級	廃止 →課長補佐級へ昇任しない限り、4級暫定主任(課長補佐級へ)	廃止 →係長級へ昇任しない限り、1～2級へ	廃止
係長	4～6級	3～4級		4級廃止 →課長補佐級へ昇任しない限り、3級へ	3級
主任	4～6級	3～4級		廃止 →係長級へ昇任しない限り、1～2級(主事級)へ	廃止
主事	1～4級	1～3級		3級廃止 →係長級へ昇任しない限り、1～2級(主事級)へ	1～2級

(12) 昇給への勤務成績の反映状況（平成 29 年度）

昇給号数は、昇給日前 1 年間の勤務成績（本県では「人事評価」）に基づき次に掲げる表の区分により決定しています。なお、昇給日は毎年 4 月 1 日です。

階層	昇給区分	I	II	III	IV	V
		極めて良好	特に良好	良好（標準）	やや不良	不良
非管理職 (課長補佐級以下)	人事評価			S～B C（単年）	C (2年連続)	D
	昇給号給数	50歳を超えない職員		4	2	0
		50歳を超える職員		2	1	0
		55歳を超える職員		1	0	0
管理職 (課長級以上)	人事評価		S、A	B	C	D
	昇給号給数	50歳を超えない職員	6	3	2	0
		50歳を超える職員	3	2	1	0
		55歳を超える職員	2	1	0	0

- (注) 1 非管理職については、基本的に III を適用しています。ただし、人事評価が C 又は D の場合には、IV 以下の適用があります。
 2 管理職については、人事評価に基づき II ～ V に区分しています。
 3 評価期間中に昇任、博士号取得等があった場合には、人事評価による区分より 1 区分上位の昇給区分に決定します。また、評価期間中に懲戒処分があった場合や病気休暇取得、欠勤等により勤務日数が一定割合を下回る場合には、人事評価の結果にかかわらず、IV 又は V に決定します。（非管理職及び管理職共通）
 4 知事部局の管理職層において、II 以上に決定された職員の割合は、75.7 パーセントでした。
 5 50 歳を超える職員の標準の昇給号給数を 2 号給（55 歳を超える職員は 1 号給）に抑制しています。
 6 初任層職員とは、新卒採用後一定期間にある職員及びこれに相当する職員です。

(13) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

(ア) 概要

民間企業におけるボーナスに相当する手当です。そのうち、勤勉手当は、勤務成績に応じて支給額を決定します。

(イ) 制度内容（平成 30 年 4 月 1 日現在）

(算定方法)

$$\begin{aligned} \text{期末手当} &= \text{基準日の給料月額等} \times \text{支給割合} \times \text{期間率} \\ \text{勤勉手当} &= \text{基準日の給料月額等} \times \text{成績率} \times \text{期間率} \end{aligned}$$

(注) 1 「基準日」は、6 月 1 日又は 12 月 1 日です。

2 「基準日の給料月額等」は、基準日の給料月額に、職制上の段階、職務の級等に応じた加算額等を加えた額です。

3 勤勉手当の「成績率」は、基準日以前 6 月間の勤務成績を 5 段階に評価し、それに応じて率を決定します。

4 「期間率」は、基準日以前 6 月間に勤務していない期間がある場合に、その期間の長さに応じて減額する率です。

(平成 29 年度の支給割合及び成績率)

区分	再任用職員以外の職員			再任用職員			国（再任用職員以外の職員）		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	1. 145 月分 (0.945)	0.785 月分 (0.985)	1. 93 月分 (1.93)	0.620 月分 (0.52)	0.395 月分 (0.495)	1. 015 月分 (1.015)	1. 225 月分 (1.025)	0.85 月分 (1.05)	2. 075 月分 (2.075)
12 月期	1. 285 月分 (1.085)	0.785 月分 (0.985)	2. 07 月分 (2.07)	0.685 月分 (0.585)	0.400 月分 (0.50)	1. 085 月分 (1.085)	1. 375 月分 (1.175)	0.95 月分 (1.15)	2. 325 月分 (2.325)
計	2. 43 月分 (2.03)	1. 57 月分 (1.97)	4. 0 月分 (4.0)	1. 305 月分 (1.105)	0.795 月分 (0.995)	2. 10 月分 (2.10)	2. 6 月分 (2.2)	1. 8 月分 (2.2)	4. 4 月分 (4.4)

(注) 1 勤勉手当の成績率は、総額を算出するための支給割合を掲げています。（最も多くの職員に適用される支給割合は 6 月期が 0.770 月 (0.970 月)、12 月期が 0.770 月 (0.970 月) です。）

2 () 内の数値は、特定幹部職員（次長級以上の職員）に適用される支給割合及び成績率です。

(ウ) 支給実績（平成 29 年度）

年間支給総額	支給職員数（平成 29 年 12 月）	1 人当たりの平均支給年額
15,466,244 千円	10,687 人	1,447,202 円

(参考) 平成 30 年 6 月期末・勤勉手当について

鳥取県（一般行政職：管理職除く）		国（行政職：管理職除く）	
平均年齢	41.2 歳	平均年齢	35.9 歳
平均給与月額	311,999 円	平均給与月額	約 311,500 円
（給料+扶養手当+地域手当）		（俸給+扶養手当+地域手当等）	
支給月数	1.915 月	支給月数	2.095 月
	（期末 1.145 月、勤勉 0.77 月）		（期末 1.225 月 + 勤勉 0.87 月）
平均支給額	611,503 円	平均支給額	約 652,600 円

(注) 1 国の数値は、内閣官房内閣人事局の報道資料によるものです。

2 勤勉手当の支給月数は、成績標準者の月数です。

(エ) 勤勉手当への勤務実績の反映状況（平成 30 年 6 月期）

鳥取県では、評価期間における勤務成績に基づき、次に掲げる表の区分により成績率を決定しています。なお、勤務成績の評価は、絶対評価であり、実際の評価の方法については、人事評価の基準の一部を準用しています。

	1	2	3	4	5
成績率	特定幹部職員	117/100	102/100	97/100	74.5/100
	その他の職員	97.5/100	87/100	77/100	59.5/100

(注) 成績率は、評価期間に懲戒処分等があった場合には、表に記載された率より低い率に決定されることがあります。

イ 退職手当

(ア) 概要

常勤の職員（臨時の任用職員及び再任用職員を除く。）が退職した場合に支給します。

(イ) 制度内容（平成 30 年 4 月 1 日現在）

(算定方法)

支給額 = 退職手当の基本額（退職日の給料月額 × 支給率 × 調整率）+ 退職手当の調整額

(注) 1 退職手当の調整額は、在職中の職務貢献度によって手当額に較差を設けるものであり、具体的には職員が受けている給料表、職務の級等に応じて決定します。

2 25 年以上勤続した年齢 50 歳以上の職員が、定年前に勧奨等により退職する場合には、「給料月額」に、定年前の年数 1 年当たり 2 パーセント（最高 20 パーセント）の加算があります。

3 平成 30 年 4 月 1 日付けて、以下のとおり調整率を引き下げる改正を行いました。

改正前	平成 30 年度以降
87/100	83.7/100

(退職手当の基本額)

区分	自己都合	勧奨・定年・早期退職
勤続 20 年	19,6695 月分	24,586875 月分
勤続 25 年	28,0395 月分	33,27075 月分
勤続 35 年	39,7575 月分	47,709 月分
勤続 40 年	44,7795 月分	47,709 月分

(退職手当の調整額の区分)

区分	調整月額	行政職給料表の場合	
		平成 8 年 4 月 1 日から 平成 18 年 3 月 31 日まで	平成 18 年 4 月 1 日以降
第 1 号	65,000 円	11 級	9 級
第 2 号	59,550 円	10 級	8 級
第 3 号	54,150 円	9 級	7 級
第 4 号	43,350 円	8 級	6 級
第 5 号	32,500 円	7 級	5 級
第 6 号	27,100 円	6 級	4 級
第 7 号	21,700 円	5 級又は 4 級	3 級
第 8 号	0 円	3 級以下	2 級以下

(注) 1 退職手当の調整額は、在職期間を月ごとに第 1 号～第 8 号に区分し、額の多いものから 60 月分を合計した額です。
2 制度については、国と同じです。

(ウ) 支給実績（平成 29 年度）

年間支給総額	支給職員数	1 人当たりの平均支給年額
7,599,061 千円 (7,082,998 千円)	415 人 (333 人)	18,310,990 円 (21,270,266 円)

(注) ()内は、勧奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

ウ 地域手当

(ア) 概要

民間賃金、物価及び生計費が特に高い東京、大阪等の地域に在勤する職員等に支給します。

(イ) 制度内容（平成 30 年 4 月 1 日現在）

(算定方法)

支給月額 = (給料月額 + 管理職手当 + 扶養手当) × 支給率

(注) 支給率は、職員が在勤する地域ごとに定めています。各地域の支給率は、次の「(ウ) 支給実績」に掲げています。

(ウ) 支給実績（平成 29 年度）

年間支給総額	35,414 千円		
支給職員数	57 人		
1 人当たりの平均支給年額	621,294 円		
支給対象地域（主な該当機関）	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
特別区等（東京本部）	20%	28 人	20%
大阪市等（関西本部）	16%	17 人	16%
名古屋市等（名古屋代表部）	15%	3 人	15%
その他派遣地域	12%	1 人	12%
	10%	3 人	10%
	6 %	3 人	6 %
	3 %	4 人	3 %
	平均支給率	16.1%	—
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			94.8 (94.8)

(注) 1 異なる支給率の地域への人事異動のため、支給職員数と支給対象職員数の合計は一致しません。

2 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

3 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

※鳥取県では、国と同じ支給率を適用しているため、地域手当補正後の指数に変動はありません。

エ 特殊勤務手当

(ア) 概要

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他特殊な勤務に従事する職員に、その特殊勤務の実績に応じて支給します。

(イ) 制度内容 (平成 30 年 4 月 1 日現在) 及び支給実績 (平成 29 年度)

年 間 支 給 総 額	456,759千円		
1 人 当 た り の 平 均 支 給 年 額	92,630円		
職員全体に占める手当支給職員の割合	48.1%		
手 当 の 種 類 (手 当 数)	43種類 知事部局 18種類 教育委員会 5種類 警察 20種類 (うち知事部局と重複する手当を除いたもの) 16種類)		
手当名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等
困難折衝等業務手当	職員	納税義務者、特別徴収義務者等を訪問し、接見して行う徴収、調査、差押え等の業務	日額600円 (4時間未満60/100) (相手方が積極的加害意思 日額1,200円)
		社会福祉法等に基づき、援護、育成、更正その他の措置を要する者を訪問し、接見して行う指導、相談、調査等の業務	16千円
		緊急に児童を一時保護する業務及び当該業務に付随する一連の要保護者、親権者等に接見して行う指導、相談又は調査の業務	3千円
	職員(医師を除く。)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく調査、精神保健指定医の診察の立会い、精神障害者を訪問して行う精神障害者の福祉に関する相談、指導等の業務	11千円
防 疫 等 業 務 手 当	職員	用地の取得、使用、損失の補償のために、土地所有者又は関係人を訪問し、直接接見して行う折衝の業務のうち、心身に著しい負担を与えるもの	— ※職員数が少ないため、掲載していません。
		勤務公署以外の場所において、公用の携帯電話等を用いて正規の勤務時間以外の時間に行う心身に著しい負担を与える児童虐待、配偶者からの暴力等に係る相談、通報への対応等の業務	月額11,000円
児童生活支援業務手当	保健所保健師	病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、病原体の付着した物件等の処理作業、患者の移送業務	日額300円
		伝染性疾患の病原体に汚染されている区域において行う患畜の処理、解剖又は解体検査等の業務	患畜の処理等 日額300円 死亡畜の解剖等及び患畜等の解体検査等 日額1,200円
放 射 線 取 扱 手 当	喜多原学園職員	喜多原学園の児童生活指導業務	日額300円 (結核療養指導等は4時間未満60/100)
	皆成学園保育士	皆成学園における起居を共にして行う児童生活指導業務	日額300円 (4時間未満60/100)
放 射 線 取 扱 手 当	診療放射線技師	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業（1ヶ月に実効線量100マイクロシーベルト以上の外部放射線を被ばくする場合に限る。）	月額5,500円

医療業務手当	医療政策課の医師並びに総合療育センターの医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務又は公衆衛生業務	総合療育センター院長 月額44,000円 同副院長等 月額29,000円 同医長等 月額24,000円 医師等 月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	5,422千円	25人
	精神保健福祉センター、保健所等医師及び歯科医師		所長等 日額1,220円 課長等 日額1,110円		
海上危険業務手当	漁業取締船、水産試験船又は実習船の乗組員	海上で行う次に掲げる業務 ア 注意報、警報及び特別警報のうち航海において危険と認められるものが行われている期間に行われる巡視、試験調査、実習又は講習のための航海の業務 イ 日没時から日出時までの間において行われる試験調査、実習又は講習の業務	日額600円 (4時間未満60/100)	1,332千円	87人
夜間定時制業務兼務手当	全日制課程又は昼間ににおいて授業を行う定時制課程の授業に従事することを本務とする教育職員	本務に係る正規の勤務時間を超えて夜間における定時制課程の授業に従事する業務	授業1時間600円	58千円	4人
乗船実習指導手当	教育職員	実習船に乗り組み、航海中に生徒に対して行う実習指導業務	日額5,100円	908千円	10人
種雄牛馬等取扱手当	畜産試験場職員、中小家畜試験場職員及び倉吉農業高等学校職員	種雄牛馬又は種雄豚の自然交配、精液の採取等のため種雄牛馬又は種雄豚を御する作業及び恒温室における精液の保存処理作業	日額300円 (4時間未満60/100)	339千円	25人
	総合事務所職員及び生活環境事務所職員	鳥獣の捕獲、搬送等の業務			
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教育職員のうち、教諭、助教諭及び講師	当該学級における授業又は指導業務(2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き1週間以上担当する場合に限る。)	3学年学級 日額350円 2学年学級 日額290円	—	—
取締等業務手当	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項に規定する職務	日額600円	—	—
	漁業取締船乗組員	海上で行う漁具等の検査、証拠物件の押収若しくは被疑者の検挙又はこれらの船舶の追跡その他の取締業務			
爆発物検査手当	職員	大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺における火薬類取締法等の規定に基づく立入検査	日額300円	—	—
と畜検査等業務手当	食肉衛生検査所職員	と畜検査員が行う獸畜のと殺検査、解体検査等の業務	月額22,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	3,181千円	15人
		食肉衛生検査所長が行う獸畜のと殺検査、解体検査等の業務	日額1,200円		
		解体された獸畜の肉、内臓、血液等の採取及び検査業務	月額11,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
狂犬病予防等業務手当	総合事務所職員及び生活環境事務所職員	犬の捕獲若しくは検診、狂犬病の予防注射又は野犬等の収容の業務	日額300円 (4時間未満60/100)	54千円	20人
		野犬等の殺処分の業務	日額600円		

夜間看護手当	総合療育センター看護師及び准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	深夜勤務 4時間以上 1回3,300円 2時間以上4時間未満 1回2,900円 2時間未満 1回2,000円 (勤務交代の加算あり)	9,438千円	80人
潜水手当	職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	潜水深度20メートルまで 1時間300円 20メートルを超える、30メートルまで 1時間600円 30メートルを超えるとき 1時間1,200円	42千円	17人
特殊現場作業手当	職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督、検査、測量、調査、指導等の業務 トンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務 夜間、警報発令時等に交通を遮断することなく行う道路維持修繕、除雪等の作業 道路等における鳥獣死体処理作業 河川等における魚の死骸処理作業	日額300円 (4時間未満60/100) 日額600円 (4時間未満60/100) 日額300円	575千円	135人
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所獣医師 畜産試験場職員及び中小家畜試験場職員 中小家畜試験場職員	家畜保健衛生所法に規定する家畜の伝染病の予防又は保健衛生のために必要な試験、検査、診断等の業務で家畜等に直接接して行うもの 死亡畜の解剖業務、患畜等の解体検査等の業務 牛豚に対して行うワクチン接種又は疾病治療業務 死亡畜の解剖業務	日額300円 (4時間未満60/100) 日額1,200円 日額300円 日額1,200円	2,903千円	126人
有害物等取扱手当	職員	密閉した建築物等の内部で行うクロールピクリン、ホルマリン又は二硫化炭素を使用して行うくん蒸作業、毒物及び劇物に関わる作業のうち大量のガスの発生を伴うもの 建築物等の内部で行う毒物その他人体に有害な成分を含有する危険物質の散布作業又はその現場における直接の指導業務	日額300円 日額300円 (毒物以外 4時間未満60/100)	30千円	4人
環境衛生検査等業務手当	総合事務所職員及び生活環境事務所職員	アスベスト除去作業立入検査業務	日額300円 (4時間未満60/100)	11千円	10人
教員特務手当	教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	非常災害時における児童又は生徒の保護等の業務 児童又は生徒の疾病等に伴う救急の業務 児童又は生徒に対する緊急の補導業務 修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの 部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの 農場等の管理業務、家畜及び家畜舎等の管理業務又は家畜等の分べんの補助に係る業務で週休日等に行うもの 入学者選抜における採点又は合否判定の業務で週休日等に行うもの	日額8,000円 (心身に著しい負担加算あり) 救急、補導業務の場合 日額7,500円 1時間以上2時間未満 900円 2時間以上3時間未満 1,800円 3時間以上4時間未満 2,700円 4時間以上5時間未満 3,600円 5時間以上6時間未満 4,500円 6時間以上 5,400円 日額900円	276,248千円	11,058人
災害応急作業等手当	職員	異常な自然現象又は大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務 異常な自然現象又は大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等業務 航空機に搭乗して行う消防活動、救急業務その他の消防活動、防災業務、教育訓練等の業務	日額600円 (危険区域等の加算あり) 日額1,200円 (危険区域等の加算あり) 1時間1,200円 教育訓練 1時間600円 (夜間等の加算あり)	1,350千円	61人

教育業務連絡指導手	当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する教諭及び養護教諭	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	日額200円	47,968千円	1,044人
犯罪予防・捜査手当	警察職員	犯罪予防、捜査及び被疑者の逮捕の作業	日額560円 (逮捕以外 4時間未満 60/100) 捜査本部職員 日額280円加算	10,967千円	1,029人	
警ら手当	警察職員	警ら活動中の犯罪の予防又は検挙、事件又は事故の処理、交通の指導取締り、少年の補導、不審者への職務質問、市民に対する保護その他の作業	日額340円 (4時間未満60/100)	15,519千円	680人	
犯罪鑑識手当	警察職員	犯罪鑑識作業、実験用爆発物の製造若しくは解体作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験作業	現場におけるもの 日額560円 現場以外におけるもの 日額280円 (4時間未満60/100)	626千円	313人	
交通捜取締手当	警察職員	交通事件又は交通事故の捜査作業	日額560円 (逮捕以外 4時間未満 60/100) 高速道路上において従事した場合 日額280円加算	6,451千円	902人	
		交通取締用自動二輪車に乗車して行う交通取締作業	日額560円 (4時間未満60/100)			
		高速道路上において行う交通取締作業	日額460円 (4時間未満60/100)			
		上記以外の交通取締作業	日額310円 (4時間未満60/100)			
死体取扱手当	警察職員	検視作業 死体取扱作業	1体3,200円 日額1,600円 (特別な状態にある死体の加算あり)	18,818千円	888人	
看守手当	警察職員	留置施設における被疑者の看守作業、被疑者の護送作業	日額330円 (4時間未満60/100)	4,312千円	410人	
緊急走行手当	警察職員	緊急自動車に乗車して行う緊急走行作業	日額420円	142千円	139人	
警備艇運航手当	警察職員	夜間、警報発令時等に警察活動のため警備艇を運航する作業	日額300円 (4時間未満60/100)	—	—	
通信指令手当	警察職員	通信指令課に勤務する職員による緊急通報の受理及びこれに伴う警察無線電話による指令の通信の作業	日額230円 (4時間未満60/100)	796千円	23人	
特殊危険物質危険区域内作業手当	警察職員	サリン等による被害の危険がある区域内において行う作業	日額250円 (4時間未満60/100)	—	—	
潜水手当	警察職員	潜水器具を着装して行う潜水作業	潜水深度20メートルまで 1時間300円 20メートルを超えるとき 30メートルまで 1時間600円 30メートルを超えるとき 1時間1,200円 (危険環境等の加算あり)	71千円	18人	
航空手当	操縦士の資格を有する警察職員	航空機の操縦作業	月額35,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～3日 30/100 4日～6日 60/100	6,309千円	57人	
	航空整備士の資格を有する警察職員	航空機の整備作業	月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100			
	警察職員	航空機に搭乗して行う航空機の操縦作業	1時間5,100円 (夜間等の加算あり)			
		航空機に搭乗して行う航空機の整備作業	1時間2,200円 (夜間等の加算あり)			
		航空機に搭乗して行う捜索救難、犯罪の捜査又は鎮圧、警備、交通の取締り等の作業	1時間1,200円 (夜間等の加算あり)			
		航空機に搭乗して行う教育訓練	1時間600円 (夜間等の加算あり)			

爆発物処理作業手当	警察職員	爆発物容疑物件に接近して行う作業	1回5,200円	—	—
特殊危険物質処理作業手当	警察職員	特殊危険物質等が発散又は漏えいしている状況下で行う救助活動、被疑者の逮捕、捜索、差押又は検証等の捜査活動	1回5,200円	—	—
		特殊危険物質等の処理作業	特殊危険物質等が発散、漏えいしている状況下で行うもの 1回5,200円 特殊危険物質等が発散、漏えいしていない状況下で行うもの 1回2,600円		
災害応急手当	警察職員	火薬類、高圧ガスによる大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う立入検査作業	日額300円	594千円	21人
		山岳における人命救助のための救難捜索で危険かつ困難を伴う作業	日額600円		
		異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用又は保守、鑑識等の作業	日額840円 (夜間等の加算あり)		
身辺警護手当	警察職員	天皇等の警衛作業	日額1,150円	131千円	10人
		その他の対象者の警衛作業又は警護作業	日額640円		
海外犯罪情報収集手当	警察職員	日本国外において行う犯罪の捜査に関する情報収集作業	日額1,100円	—	—
銃器犯罪捜査手当	警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器等を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業	日額1,640円	—	—
		防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器を所持する犯人の逮捕の作業	日額1,100円		
		銃器犯罪捜査に付随して、銃器等の射程範囲内等への配置の指示を受け、犯人の逮捕等の作業を支援する作業	日額1,100円又は820円		
		銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付警戒の作業	日額820円		
		暴力団等による危害を防止するために保護を受ける者の身辺警護又は居宅等に対する張付警戒の作業			
夜間特業務手当	警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる業務	全部深夜勤務 1回1,100円 一部深夜勤務 2時間以上 1回730円 2時間未満 1回410円	24,089千円	869人
水上警戒業務手当	警察職員	海上保安庁の船舶に乗り組み、外国船舶の警戒を行う業務	日額1,100円	—	—
緊急呼出(加算)	警察職員	緊急の呼出しにより、正規の勤務時間以外の時間において従事した犯罪捜査等、鑑識、交通取締り、爆発物の処理又は特殊危険物の処理の作業	1回1,240円	1,220千円	257人

オ 時間外勤務手当

(ア) 概要

正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に支給します。

(イ) 制度内容 (平成30年4月1日現在)

(算定方法)

$$\text{支給額} = (\text{時間外勤務1時間当たりの支給額}) \times (\text{時間外勤務時間数})$$

(時間外勤務1時間当たりの支給額)

$$\begin{aligned} \text{時間外勤務1時間当たりの支給額} &= [((\text{給料月額} + \text{地域手当} + \text{初任給調整手当} + \text{べき地手当}) \text{これに準ずる手当を含む。}) \\ &\quad + \text{定時制通信教育手当} + \text{特地勤務手当に準ずる手当}] \times 12 \text{月} } \\ &\quad \div (38 \text{時間} 45 \text{分} \times 52 \text{週} - 465 \text{分} \times 18 \div 60) + 1 \text{時間当たりの特殊勤務手当} \\ &\quad \times \text{支給率} \end{aligned}$$

(支給率)

正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 125/100 (午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務は、25/100を加算、月60時間を越える勤務は150/100)

上記以外の勤務 135/100 (同上)

(ウ) 支給実績

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
平成29年度	2,039,858千円	4,529人	450,399円
平成28年度	2,156,069千円	4,541人	474,801円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当等

区分	制度内容（平成30年4月1日現在）	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	平成29年度支給実績
扶養手当	<p>ア 子以外の扶養親族 イ 子 ウ 15歳に達する日後の最初の4月1日 から22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子（加算額） 1人月額5,000円 例 配偶者と子1人（16歳）を扶養親族としている場合 ア 6,500円 + イ 9,200円 + ウ 5,000円 = 20,700円</p>	異なる	子を扶養している場合 月額10,000円支給	（総額）1,216,714千円 (職員数) 4,926人 (平均) 246,998円
住居手当	借家・借間居住者（家賃月額12,000円以下の場合を除く。） 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給	同じ	—	（総額）633,659千円 (職員数) 2,027人 (平均) 312,609円
	単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額			
通勤手当	<p>交通機関等利用者 運賃等の額を支給 ・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6ヶ月以内の最も長い期間のものの額による。 ・1ヶ月当たり55,000円を上限とする。</p> <p>特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の3分の2の額を加算</p>	同じ	—	（総額）939,459千円 (職員数) 8,628人 (平均) 108,885円
	自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,600円から50,100円までの範囲内で支給	異なる	異動に伴って利用することとなつた職員等に限り1ヶ月当たり2万円まで支給	
	駐車料金を負担している場合（パーク・アンド・ライド） 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当とともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額（1ヶ月当たり3千円を上限とする。）の通勤手当を支給	異なる	鳥取県独自の制度	
	ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1ヶ月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	異なる		
教職調整額	義務教育諸学校等（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校）の一定の教育職員に対し、その職務及び勤務態様の特殊性を考慮して支給 (算定方法) 支給月額 = 給料月額 × 4 / 100			（総額）847,625千円 (職員数) 4,691人 (平均) 180,692円
管理職手当	一定の管理・監督の地位にある職員（管理職員）に対して支給 (支給月額) 給料表、職務の級、手当区分に応じた定額	同じ	—	（総額）729,970千円 (職員数) 1,031人 (平均) 708,021円
初任給調整手当	採用による欠員補充が困難である職（医師・歯科医師・獣医師）の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給 (支給月額) 経験年数の増加に応じて減少する定額（最高月額308,300円）	同じ	—	（総額）125,373千円 (職員数) 61人 (平均) 2,055,287円
単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給 (算定方法) 支給月額 = 30,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内（交通距離が100キロメートル未満の場合は、加算なし）	同じ	—	（総額）79,984千円 (職員数) 181人 (平均) 441,901円
へき地手当等	山間地等生活の著しく不便な地に所在する小学校に勤務する教職員の特殊事情を考慮し、必要な人材確保を容易にすることで教育の振興を図ることを目的として支給 (算定方法) 支給月額 = （給料月額 + 扶養手当） × 支給率 (支給率) 学校ごとに2 / 100又は4 / 100の率（へき地手当に準ずる手当は1 / 100）			（総額）831千円 (職員数) 17人 (平均) 48,869円

定時制通信教育手当	高等学校の教育職員のうち、夜間の定時制教育又は通信教育に従事する職員に対し、その職務の複雑・困難性を考慮し、優秀な人材確保を容易にすることを目的に支給 (支給額) 定時制の課程を置く高等学校の職員に対しては月額20,000円、通信制の課程を置く高等学校の職員に対しては月額10,000円			(総額) 7,920千円 (職員数) 42人 (平均) 188,571円												
特地勤務手当に準ずる手当	生活の不便な地に所在する公署に異動し、異動に伴って住居を移転する場合における精神的な負担や生活の不便を考慮し、そのような公署にも必要な職員を配置しやすくするために支給 (算定方法) 支給月額 = (支給対象公署に異動した時点の給料月額+扶養手当) × 支給割合 (支給割合) 異動等の日からの経過期間等によって 2 / 100 から 5 / 100 の割合	同じ	—	(総額) 一千円 (職員数) 一人 (平均) 一円 ※職員数が少ないため、掲載していません。												
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、県が、国又は他の地方公共団体から職員の派遣を受けた場合に、派遣職員に対して支給 (算定方法) 支給額 = 滞在日数 × 基準額 (基準額) 滞在期間の長さ及び利用する施設の種類に応じて、日額3,970円から6,620円までの範囲内	同じ	—	—												
休日勤務手当	休日(国民の祝日及び年末年始)において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135 / 100	同じ	—	(総額) 197,733千円 (職員数) 320人 (平均) 617,916円												
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25 / 100	同じ	—	(総額) 64,975千円 (職員数) 474人 (平均) 137,078円												
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給 (支給額) 勤務1回当たり次の額 <table border="1"><tr><td>一般の宿日直</td><td>医師・歯科医師</td><td>警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等</td></tr><tr><td>一般</td><td>特定幹部職員</td><td></td></tr><tr><td>4,200円</td><td>20,000円</td><td>12,000円</td></tr><tr><td colspan="3">7,200円</td></tr></table> (注) 宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、これらの1 / 2の額	一般の宿日直	医師・歯科医師	警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等	一般	特定幹部職員		4,200円	20,000円	12,000円	7,200円			同じ	—	(総額) 287,645千円 (職員数) 886人 (平均) 324,655円
一般の宿日直	医師・歯科医師	警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等														
一般	特定幹部職員															
4,200円	20,000円	12,000円														
7,200円																
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日若しくは休日に勤務した場合又は災害への対処等のために平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合に支給(管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。) (支給額) (1) 週休日又は休日に勤務した場合 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内(最高額は、部長級の職員等の場合) 勤務が6時間を超える場合には、150 / 100 を乗じた額 (2) 平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合 勤務1回当たり2,000円から6,000円までの範囲内(最高額は部長級の職員等の場合)	同じ	—	(総額) 5,824千円 (職員数) 91人 (平均) 64,000円												
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等の教育職員に優秀な人材を確保することを目的に支給 (支給月額) その者の属する職務の級及び受ける号給に応じて、月額2,000円から8,000円までの範囲内			(総額) 372,010千円 (職員数) 5,158人 (平均) 72,123円												

(注) 「平成29年度支給実績」欄の「(総額)」は平成29年度年間支給総額を、「(職員数)」は平成29年度支給職員数(一部は、平成29年4月1日現在支給対象職員数)を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

(14) 特別職の報酬等の状況

ア 給料月額等(平成30年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当	退職手当
知事	1,151,000円	(算定方法) 給料(報酬)月額 × 145 / 100 × 支給割合 (支給割合) (支給割合) (知事・副知事) 6月期 1.325月分 12月期 1.365月分 計 2.69月分	(算定方法) 退職時の給料月額 × 在職月数 × 支給率 (支給率) 知事 60 / 100 副知事 40 / 100 (支給時期) 最終退職時に支給(任期ごとの支給も可能) (1期の手当額) 知事 33,148,800円 副知事 17,395,200円
副知事	906,000円		
議長	958,000円		
副議長	836,000円		※平成19年4月の改定により、知事、副知事等について退職手当を大幅に引き下げるとともに、給与総額(退職手当を含む。)を約7パーセント引き下げたことにより

議 員	779,000円	(議長、副議長及び議員) 6月期 1.325月分 12月期 1.365月分 計 2.69月分	全国的に見ても低い水準となっています。
-----	----------	---	---------------------

(注) 退職手当額は、平成 30 年 4 月 1 日時点の給料月額に基づき、1 期(48 月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

イ 平成 29 年度年間支給実績

区 分	給料・報酬	期 末 手 当	合 計
知 事	13,812,000円	4,489,474円	18,301,474円
副 知 事	10,872,000円	3,533,852円	14,405,852円
議 長	11,496,000円	3,736,678円	15,232,678円
副 議 長	10,032,000円	3,260,818円	13,292,818円
議 員	305,328,000円 (9,252,364円)	98,718,663円 (2,991,475円)	404,046,663円 (12,243,838円)

(注) 「議員」欄の上段は、議長及び副議長を除く議員全員の合計です。下段の()内は、議員 1 人当たりの額です。

(15) 企業局(電気事業、工業用水道事業及び埋立事業)の状況

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算(平成 29 年度)

区 分	総 費 用 A	総損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成28年度の総費用に 占める職員給与費比率
電気事業	1,971,221千円	▲38,189千円	368,152千円	18.68%	19.31%
工業用水道事業	727,752千円	▲227,713千円	14,529千円	2.00%	1.96%
埋立事業	772,738千円	189,696千円	16,760千円	2.17%	3.37%

(イ) 予算(平成 30 年度)

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1 人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
電気事業	40人	183,018千円	57,384千円	63,593千円	303,995千円	7,600千円
工業用水道事業	2人	7,106千円	7,633千円	2,964千円	17,703千円	8,852千円
埋立事業	2人	8,997千円	1,968千円	2,095千円	13,060千円	6,530千円

(注) 1 給与費は、当初予算に計上された額です。

2 職員手当には、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成 30 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
電気事業	鳥取県	歳	円
	団体平均	44.5歳	369,314円
工業用水道事業	鳥取県	歳	円
	団体平均	44.2歳	354,409円
埋立事業	鳥取県	歳	円
	団体平均	44.6歳	388,202円
県(一般行政職)	43.5歳	323,846円	401,450円

(注) 1 団体平均とは、都道府県の当該事業区分の平均値です(以下同じ。)。

2 団体平均の数値は、平成 29 年 4 月 1 日現在です。

3 団体平均の平均給料月額には、給料のほか扶養手当及び地域手当を含みます。

4 団体平均の平均給与月額には、給料のほか通勤手当などの毎月支払われる手当及び期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況(平成 30 年 4 月 1 日現在)

(ア) 期末手当・勤勉手当

(制度内容) (13)のアと同じです。

(平成 29 年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数(平成29年12月)	1 人当たりの平均支給額
62,185千円	43人	1,446,163円

(イ) 退職手当

(制度内容) (13)のイと同じです。

(平成 29 年度支給実績) 支給職員数が少ないので掲載していません。

(ウ) 地域手当

(制度内容) (13)のウと同じです。

(平成 29 年度支給実績) なし

(エ) 特殊勤務手当

(制度内容) (13)のエと同じです。

(平成 29 年度支給実績)

年 間 支 給 総 額	455千円
1 人 当 た り の 平 均 支 給 年 額	22,728円
職員全体に占める手当支給職員の割合	46.5%
手 当 の 種 類 (手 当 数)	3種類(うち一般行政職の職員と共にもの2種類)

手当の 名 称	主な支給 対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員 (延べ)
特殊現場 作業手当	企業職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督、検査、測量、調査又は指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)	449千円	167人
		トンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
		発電所の建設現場で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額600円		
		発電所又は工業用水道施設の維持管理に関する業務	日額300円 風力発電所のタワー昇降等、浄水場着水井の点検に係る業務 日額600円 圧力ずい道の点検に係る業務 日額1,200円 (4時間未満60/100)		
		職員が著しく足場が不安定で危険な箇所で行う発電用導水路及び水圧管路設置工事の監督、検査、測量、調査又は指導の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
災害応急 等 作 業 手 当	企業職員	ダム、鉄管路における災害現場において急斜面での作業を行う巡回監視業務	日額1,200円 (危険区域等の加算あり)	—	—
		異常な自然現象若しくは大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務	日額600円 (危険区域等の加算あり)		
		異常な自然現象若しくは大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等業務	日額1,200円 (危険区域等の加算あり)		
用地交渉 手 当	企業職員	用地の取得のための折衝業務	日額600円	—	— ※職員数が少ないため、掲載していません。

(オ) 時間外勤務手当

(制度内容) (13)のオと同じです。
(支給実績)

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
平成29年度	21,962千円	38人	577,938円
平成28年度	18,439千円	39人	472,807円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(カ) その他の手当等

区 分	制度内容(平成30年4月1日現在)	(13)との 制度 との異同	(13)との 制度と異 なる内容	平成29年度 支給実績
扶 養 手 当	ア 子以外の扶養親族 月額6,500円 イ 子 月額9,200円 ウ 15歳に達する日後の最初の4月1日 から22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子(加算額) 1人月額5,000円	同じ	—	(総額) 6,918千円 (職員数) 27人 (平均) 256,222円
住 居 手 当	借家・借間居住者(家賃月額12,000円以下の場合を除く。) 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給 单身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	同じ	—	(総額) 2,646千円 (職員数) 9人 (平均) 294,000円
初 任 給 調 整 手 当	採用による欠員補充が困難である職(医師・歯科医師・獣医師)の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給 (支給月額) 経験年数の増加に応じて減少する定額(最高月額307,800円)	同じ	—	—
通 勤 手 当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 〔定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のものの額による。 ・1月当たり55,000円を上限とする。〕 特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の3分の2の額を加算 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,600円から50,100円までの範囲内で支	同じ	—	(総額) 5,165千円 (職員数) 39人 (平均) 132,444円

	給 駐車料金を負担している場合（パーク・アンド・ライド） 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当とともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額（1月当たり3千円を上限とする。）の通勤手当を支給			
	ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給			
管理職手当	一定の管理・監督の地位にある職員（管理職員）に対して支給（支給月額） 給料表、職務の級、手当区分に応じた定額	同じ	—	(総額) 4,656千円 (職員数) 5人 (平均) 931,200円
単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給 (算定方法) 支給月額 = 30,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内（交通距離が100キロメートル未満の場合は、加算なし）	同じ	—	(総額) 一千円 (職員数) 一人 (平均) 一円 ※職員数が少ないため、掲載していません。
特地勤務手当 に準ずる手当	生活の不便な地に在所する公署に異動し、異動に伴って住居を移転する場合における精神的な負担や生活の不便を考慮し、そのような公署にも必要な職員を配置しやすくするために支給 (算定方法) 支給月額 = (支給対象公署に異動した時点の給料月額+扶養手当) × 支給割合 (支給割合) 異動等の日からの経過期間等によって 2／100から 5／100までの割合	同じ	—	—
休日勤務手当	休日（国民の祝日及び年末年始）において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135／100	同じ	—	(総額) 一千円 (職員数) 一人 (平均) 一円 ※職員数が少ないため、掲載していません。
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25／100	同じ	—	—
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給 (支給額) 勤務1回当たり4,200円（宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、2,100円）	同じ	—	—
管理職員 特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日若しくは休日に勤務した場合又は災害への対処等のために平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合に支給（管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。） (支給額) (1) 週休日又は休日に勤務した場合 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内（最高額は、局長の場合） 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額 (2) 平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合 勤務1回当たり2,000円から6,000円までの範囲内（最高額は、局長の場合）	同じ	—	(総額) 一千円 (職員数) 一人 (平均) 一円

(注) 「平成29年度支給実績」欄の「(総額)」は平成29年度年間支給総額を、「(職員数)」は平成29年度支給職員数（一部は、平成29年4月1日現在支給対象職員数）を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

(16) 病院事業（中央病院及び厚生病院）の状況

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算（平成29年度）

区分	総費用 A	総損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成28年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成29年度	21,586,805千円	△73,598千円	11,028,087千円	51.1%	50.4%

(イ) 予算（平成30年度）

区分	職員数 A	給与費				1人当たりの給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
平成30年度	1268人	4,402,643千円	2,400,636千円	1,617,884千円	8,421,163千円	6,641千円

(注) 1 給与費は、当初予算に計上された額です。

2 職員手当には、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
病院局	36.8歳	304,138円	446,241円
県（一般行政職）	43.5歳	323,846円	401,450円

ウ 職員の手当の状況（平成30年4月1日現在）

(ア) 期末手当・勤勉手当

(制度内容) (13)のアと同じです。

(平成29年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数（平成29年12月）	1人当たりの平均支給年額
1,476,309千円	1,184人	1,246,882円

(イ) 退職手当

(制度内容) (13)のイと同じです。

(平成29年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
443,359千円 (344,104千円)	73人 (17人)	6,073,404円 (20,241,409円)

(注) ()内は、勧奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

(ウ) 地域手当

(制度内容) (13)のウと同じです。

(平成29年度支給実績) なし

(エ) 特殊勤務手当

(制度内容) (13)のエと同じです。

(平成29年度支給実績)

年 間 支 給 総 額	232,036千円		
1 人 当 た り の 平 均 支 給 年 額	116,660円		
職員全体に占める手当支給職員の割合	78.9%		
手 当 の 種 類 (手 当 数)	5種類（うち知事部局と共通のもの4種類）		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等
放射線取扱手当	診療放射線技師等	一般行政職の職員に同じ。	一般行政職の職員に同じ。
防疫等業務手当	看護師及び准看護師	病院の結核病棟又は感染症病棟における業務	日額300円
	中央放射線室職員	結核病棟又は感染症病棟における業務	
	運転士及び自動車整備士	感染症の患者等を自動車で移送する業務	月額5,500円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30／100 8日～14日 60／100
	中央検査室職員	結核菌その他の病原体を直接取り扱う業務	
医療業務手当	医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務	院長 月額49,000円 副院長及び局長 月額44,000円 副局長及び部長 月額37,000円 医長、副医長及び室長（3級の職務にあるもの） 月額29,000円 医長、副医長及び室長（2級の職務にあるもの） 月額24,000円 医師及び歯科医師 月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30／100 8日～14日 60／100
	産婦人科の医師	分べん業務	1回10,000円
			7,100千円
			10人
夜間看護等手当	病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務	全部深夜勤務 1回6,800円 (月の勤務すべて深夜勤務 1回9,200円) 一部深夜勤務 4時間以上 1回3,300円
			154,924千円
			1,421人

		(月の勤務すべて深夜勤務 1回4,500円) 2時間以上4時間未満 1回2,900円 (月の勤務すべて深夜勤務 1回4,100円) 2時間未満 1回2,000円 (月の勤務すべて深夜勤務 1回3,200円) (特別事情の加算あり)		
	病院に勤務する医師、助産師、看護師及び准看護師等	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う救急医療等の業務	1回1,620円	
災害応急作業等手当	災害医療派遣チームの職員	異常な自然現象又は大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある著しい箇所で行う応急作業等業務	日額1,200円 (危険区域等の加算あり)	—
	医師、看護師等	航空機に搭乗して行う救急搬送その他の業務	1時間1,200円	—

(オ) 時間外勤務手当

(制度内容) (13)のオと同じです。

(支給実績)

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
平成29年度	868,684千円	1,112人	781,191円
平成28年度	837,602千円	1,101人	760,765円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(カ) その他の手当等

区 分	制度内容(平成30年4月1日現在)	(13)のカの制度との異同	(13)のカの制度と異なる内容	平成29年度支給実績
扶養手当	ア 子以外の扶養親族 イ 子 ウ 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(加算額) 月額6,500円 月額9,200円 1人月額5,000円	同じ	—	(総額) 91,156千円 (職員数) 437人 (平均) 208,594円
住居手当	借家・借間居住者(家賃月額12,000円以下の場合を除く。) 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給	同じ	—	(総額) 98,598千円 (職員数) 331人 (平均) 297,878円
	単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額			
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 ・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のものの額による。 ・1月当たり55,000円を上限とする。 特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の3分の2の額を加算 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,600円から50,100円までの範囲内で支給 駐車料金を負担している場合(パーク・アンド・ライド) 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当とともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額(1月当たり3千円を上限とする。)の通勤手当を支給 ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	同じ	—	(総額) 76,000千円 (職員数) 892人 (平均) 85,202円
管理職手当	一定の管理・監督の地位にある職員(管理職員)に対して支給 (支給月額) 給料表、職務の級、手当区分に応じた定額	同じ	—	(総額) 53,178千円 (職員数) 65人 (平均) 818,115円
初任給調整手当	採用による欠員補充が困難である職(医師・歯科医師)の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給 (支給月額) 経験年数の増加に応じて減少する定額(最高月額308,300円) 院長 月額170,900円	同じ	—	(総額) 408,564千円 (職員数) 132人 (平均) 3,095,184円

単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給 (算定方法) 支給月額 = 30,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内（交通距離が100キロメートル未満の場合は加算なし）	同じ	一	(総額) 一千円 (職員数) 一人 (平均) 一円 ※職員数が少ないため、掲載していません。
休日勤務手当	休日（国民の祝日及び年末年始）において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100	同じ	一	(総額) 125,291千円 (職員数) 328人 (平均) 381,985円
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ	一	(総額) 71,198千円 (職員数) 570人 (平均) 124,909円
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受、府内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給 (支給額) 勤務1回当たり4,200円（宿日直勤務の時間が5時間未満の場合、2,100円）	同じ	一	(総額) 49,705千円 (職員数) 176人 (平均) 282,414円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日若しくは休日に勤務した場合又は災害への対処等のために平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合に支給（管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。） (支給額) (1) 週休日又は休日に勤務した場合 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内（最高額は、院長の場合） 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額 (2) 平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合 勤務1回当たり2,000円から6,000円までの範囲内（最高額は、院長の場合）	同じ	一	(総額) 6,835千円 (職員数) 57人 (平均) 119,912円

(注) 「平成29年度支給実績」欄の「(総額)」は平成29年度年間支給総額を、「(職員数)」は平成29年度支給職員数（一部は、平成29年4月1日現在支給対象職員数）を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

4 職員の勤務時間、休暇、旅費その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（平成30年4月1日現在）

一般行政職員の勤務時間は、次のとおりです。
なお、子の養育、家族の介護等の特別の事由がある場合には時差出勤が認められているほか、職務の特殊性から次の勤務時間により難い場合には別に勤務時間を定めています。

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで

(2) 職員の年次有給休暇の取得状況（平成29年）

年次有給休暇は、その年の在職期間等を考慮し、20日を超えない範囲内の日数が付与されます。
職員1人当たりの平均の年次有給休暇の取得日数は、次のとおりです。

区分	平成29年	平成28年
一般行政職員	11.1日	10.4日
教員	11.5日	10.7日
警察官	11.6日	8.1日

(注) 一般行政職員は、知事部局の状況です。

(3) 職員の時間外勤務及び休日勤務の状況（平成29年度）

職員1人当たりの1月の平均の時間外勤務及び休日勤務の時間数は、次のとおりです。

区分	平成29年度	平成28年度
一般行政職員	13.3時間	15.0時間
警察官	24.1時間	23.1時間

(注) 1 一般行政職員は、知事部局の状況です。

2 教員は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）の規定により原則として時間外勤務は命じないこととされています。

(4) 特別休暇等の制度概要（平成30年4月1日現在）

休暇の種類	休暇の概要	付与日数・期間等	国の制度との比較
特別休暇 (有給)	選挙権その他公民としての権利行使する場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	骨髄移植のために骨髄液の提供等を行う場合	その都度必要と認める期間	国と同じ

職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において 5 日以内	国は、国際交流事業等一部の活動については対象外
結婚の場合	1 週間以内	国は、連続する 5 日の範囲内
職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において 6 日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、制度なし
妊娠中又は産後 1 年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠の期間等に応じて決められた回数につき、それぞれ 1 日の範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑等が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日につき 1 時間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	適宜休息し、又は補食するため必要と認める期間	国と同じ
妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合	2 週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、制度なし
8 週間（多胎妊娠の場合には 14 週間）以内に出産する予定である女性職員が請求した場合	請求した日から出産した日までの期間	国は、6 週間以内（多胎妊娠の場合は同じ）
女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過するまでの期間	国と同じ
職員が生後満 1 年 6 ヶ月に達しない生児を育てる場合	1 日 2 回各 45 分以内の期間	国は、生後 1 年に達しない子について、1 日 2 回各 30 分以内
生理日のため勤務が著しく困難である場合	その都度必要と認める期間	国は、病気休暇扱い
妻の出産の場合	3 日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、2 日の範囲内
妻の産前産後期間において、当該出産に係る子又はその子以外の小学校就学前の子を養育する職員が、養育のために勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内において 5 日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
中学校就学前の子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において 5 日（子が 2 人以上の場合は 10 日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、小学校就学前の子の看護が対象
職員が、要介護者の介護等の世話をうなぎ、勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合は 10 日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
忌引の場合	死亡した者との関係により定める日数の範囲内でその都度必要と認める期間	国は、配偶者の場合 7 日（鳥取県は、10 日）
父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事のため必要と認められる場合	慣習上、最小限度必要と認める期間	国は、父母の追悼のための特別な行事について 1 日の範囲内
夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の 7 月から 9 月までの期間内における、週休日等を除いて原則として連続する 5 日の範囲内の期間	国は、連続する 3 日の範囲内
感染症の予防に関する法令の規定による健康診断、就業制限等により勤務することが困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	国は、職員の就業を禁止する措置を執る（勤務しない期間が 90 日を超える場合は、以後の俸給が半減される。）
地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合 ・職員の現住居が滅失し又は損壊した場合で、職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難している場合 ・職員及び職員と同一世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合にそれらの確保を行う場合	1 週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
地震、水害、火災その他の災害、交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等において職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
病気休暇（有給）	医師の証明等に基づき最小限度で必要と認める期間（私事による負傷又は疾病の場合は、引き続き 90 日を超えない範囲内）	国と同じ（勤務しない期間が 90 日を超える場合は、以後の俸給が半減される。）
無給休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間	国と同じ
	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間内において、1 日につき 2 時間の範囲内で必要と認められる期間	国と同じ

職員が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合	4年を超えない期間内において必要と認められる期間	国は、制度なし
職員が、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合（育児部分休業を承認された者を除く）	勤務時間内において1日につき2時間以内	国は、制度なし

(5) 自己啓発等休業の状況（平成 29 年度）

公務に係る能力の向上に資するため、大学等課程の履修又は国際貢献活動を行う場合に、3年を超えない範囲で休業（無給）することができます。

(単位:件)

区分	一般行政職員	教 員	警 察 官	計
取得件数	4	0	0	4
期間延長件数	0	0	0	0
失効、取消	0	0	0	0

(6) 修学部分休業の状況（平成 29 年度）

公務に係る能力の向上に資するため、大学等の教育施設において修学する場合に、2年を超えない範囲で部分休業（1週間につき 20 時間以内の無給休業）を取得することができます。

平成 29 年度については、修学部分休業の取得実績はありません。

(7) 育児休業の状況（平成 29 年度）

養育する子が3歳に達する日までの間、育児のために休業（無給）することができます。

(単位:件)

区分	一般行政職員		教 員		警 察 官		計	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
取得件数	10	116	2	105	1	9	13	230
期間延長件数	1	19	0	4	0	3	1	26
失効、取消	1	44	0	10	0	3	1	57

(8) 育児短時間勤務の状況（平成 29 年度）

養育する子が小学校就学までの間、短時間勤務を行うことができます。

勤務時間に応じた給与となります。

(単位:件)

区分	一般行政職員		教 員		警 察 官		計	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
取得件数	1	17	0	17	0	0	1	34
期間延長件数	0	18	0	10	0	0	0	28
失効、取消	0	13	0	2	0	0	0	15

(9) 旅費の制度の概要（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区分	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)			食卓料 (1夜につき)
		甲地方 (東京都 特別区等)	乙地方 (甲、丙 地方以外)	丙地方 (鳥取県 の区域内)	
一 般 職	2,200円	10,900円	9,800円	8,200円	2,200円
議会の議員、知事、副知事	3,000円	14,800円	13,300円	11,700円	3,000円
教育長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公安委員会の委員、監査委員、労働委員会のあっせん員並びに病院事業管理者	2,600円	13,100円	11,800円	10,200円	2,600円
専門委員、附属機関の委員その他の構成員及び選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人、審査分会立会人、その他の特別職の職員	2,200円	10,900円	9,800円	8,200円	2,200円

(注) 日当は、県外出張で宿泊を伴う旅行の場合及び午後 9 時以降に帰着する旅行のみ支給されます。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限の件数（平成 29 年度）

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合等に、本人の意に反する不利益な身分の変動をもたらす処分をいい、休職、降任及び免職の3種類があります。

(単位:件)

区分	休職	降任	免職	計
一般行政職員	118	0	0	118
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	118	0	0	118
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
教 員	114	0	0	114
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	114	0	0	114
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0

警察官	12	0	0	12
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	12	0	0	12
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
計	244	0	0	244
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	244	0	0	244
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0

(注) 処分件数は、休職の更新などにより、1名が2回以上処分される場合があります。

(2) 職員の懲戒等の件数（平成 29 年度）

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対してその責任を追及して行う不利益処分をいい、戒告、減給、停職及び免職の4種類があります。また、懲戒処分に至らない指導措置として、訓告、訓戒、注意等があります。

(単位:件)

区分	戒告	減給	停職	免職	計	訓告等
一般行政職員	1	0	4	1	6	41
法令に違反した場合	0	0	0	1	1	19
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	1	0	1	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1	0	3	0	4	21
教員	0	2	1	1	4	40
法令に違反した場合	0	1	1	1	3	7
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	15
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	1	0	0	1	18
警察官	0	0	0	0	0	10
法令に違反した場合	0	0	0	0	0	10
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0	0
計	1	2	5	2	10	91
法令に違反した場合	0	1	1	2	4	36
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	1	0	1	16
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1	1	3	0	5	39

6 職員の営利企業等の従事の許可その他の服務の状況

(1) 営利企業等の従事許可の件数（平成 29 年度）

地方公務員は、地方公務員法第 38 条第 1 項の規定により自ら営利企業を営むこと、報酬を得て事業に従事すること等が原則禁止されていますが、任命権者の許可を受けることで営利企業等に従事することができる場合があります。

(単位:件)

営利企業等の従事の内容	一般行政職員	教員	警察官	計
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社及び団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合(業務上の関連により県出資法人の役員に無報酬で就任する場合等)	3	0	0	3
自ら営利を目的とする私企業を営む場合(農業等)	5	1	3	9
報酬を得て事業又は事務に従事する場合(消防団員、大学の非常勤講師等)	426	22	0	448
計	434	23	3	460

(2) 職務上の秘密に属する事項の発表の許可の件数（平成 29 年度）

(単位:件)

職務上の秘密事項の発表の内容	一般行政職員	教員	警察官	計
民事事件に関して裁判所で証人として尋問される場合又は鑑定人若しくは鑑定証人として鑑定する場合	0	0	0	0
刑事案件に関して裁判所で証人として尋問される場合又は鑑定人若しくは鑑定証人として鑑定する場合	0	0	14	14
人事委員会が法律又は条例に基づく権限の行使に関し、証人を喚問し、又は書類若しくはその写しの提出を求めた場合	0	0	0	0
計	0	0	14	14

7 職員の退職管理の状況

(1) 平成 30 年 4 月 1 日における職員の退職管理に関する制度の概要

【知事部局等】

区分	内容
再就職の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・職員のうち利害関係企業等（職員の職務に利害関係のある営利企業等）に再就職しようとする場合、退職後 2 年を経過しない者が営利企業等（国、地方公共団体等を除くすべての法人）に再就職した場合は、知事（任命権者）への届出が必要 ・当該届出のあった職員のうち、退職時に管理職（課長級以上、県立学校にあっては教頭以上又は事務長若しくは船長）であった者については過去 1 年間の再就職の状況を公表

働きかけの禁止等	<ul style="list-style-type: none"> 再就職により営利企業等に在職している者からの現職職員に対する働きかけの禁止 職員による利害関係企業等に対する求職活動の規制 職員による営利企業等に対する再就職のあっせんの規制 再就職者等からの要求等による職務上不正な行為の要求又は依頼の規制 (再就職者からの要求等を理由とする職務上の不正行為の禁止、職員が職務上の不正行為をすること又は他の職員に不正行為を要求することの見返りとして自分又は他の職員の元職員等の営利企業等に対する再就職の要求等の禁止、当該要求等を受けた職員による職務上の不正行為の禁止)
----------	--

【警察本部】

区分	内容
再就職の届出	<ul style="list-style-type: none"> 職員のうち利害関係企業等（職員の職務に利害関係のある営利企業等）に再就職しようとする場合、退職後2年を経過しない者が営利企業等（国、地方公共団体等を除くすべての法人）に再就職した場合は、警察本部長への届出が必要 当該届出のあった職員のうち、退職時に管理職（警視及び管理職手当を受給する一般職員）であった者については過去2年間の再就職の状況を公表
働きかけの禁止等	知事部局等に同じ

(2) 退職後2年間に再就職した職員（県の退職管理制度に基づき各任命権者に届出のあった者に限る。）の状況

(単位:人)

区分		(A) 平成30年6月1日現在で届出のあつた者(a+b+c)					(B) A欄のうち再就職先		
		(a) H30年度退職者	(b) H29年度退職者	(H29年度退職者総数)	(c) H28年度以前退職者	民間企業等	地方公共団体	公共的団体等	
知事部局	総数	63	0	54	(107)	9	5	24	34
	うち管理職	41	0	33	(45)	8	4	10	27
企業局	総数	0	0	0	(0)	0	0	0	0
	うち管理職	0	0	0	(0)	0	0	0	0
病院局	総数	41	3	38	(98)	0	4	5	32
	うち管理職	1	0	1	(7)	0	0	0	1
教育委	総数	10	0	4	(250)	6	3	0	7
	うち管理職	9	0	3	(51)	6	0	0	9
県警本部	総数	23	0	22	(46)	1	9	10	4
	うち管理職	5	0	5	(5)	0	4	0	1
県議会	総数	1	0	0	(0)	1	0	0	1
	うち管理職	1	0	0	(0)	1	0	0	1
監査委員	総数	1	0	0	(0)	1	0	0	1
	うち管理職	0	0	0	(0)	0	0	0	0
人事委	総数	0	0	0	(0)	0	0	0	0
	うち管理職	0	0	0	(0)	0	0	0	0
選管	総数	0	0	0	(0)	0	0	0	0
	うち管理職	0	0	0	(0)	0	0	0	0
海区	総数	0	0	0	(0)	0	0	0	0
	うち管理職	0	0	0	(0)	0	0	0	0

(注) 1 失職、分限免職及び懲戒免職及び国、他の地方公共団体等との人事交流により退職した職員の状況並びに既に公表済みの職員の状況については、集計から除きます。

2 「公共的団体等」とは、公益的法人、社会福祉法人等の民間企業等及び地方公共団体以外の法人です。

3 「管理職」とは、退職時に課長級以上（県警本部の場合は警視及び管理職手当を受給する一般職員）の職にあった職員です。

4 「平成29年度退職者」欄の（ ）については、参考として平成29年度退職した者の総数を記載しています。

5 県費負担教職員の退職管理は市町村教育委員会が実施しているため、上記数値には含みません。

8 職員の研修の状況

職員の研修に関する計画の概要及び実施状況

区分	研修の種類	具体的な取組（平成30年4月1日現在）	実施状況（平成29年度）	
			参加者	修了者
職員人材開発センター (一般行政職員対象)	基礎研修	職位ごとに必要となる知識、管理能力等の習得を目的とした研修（新規採用職員研修、若手職員研修、中堅職員研修、新任係長・課長補佐・課長級研修、昇任前ステップアップ研修等）	1,323人	1,169人
	能力開発・向上研修	地方行政に携わる職員としての必要な知識及び能力の習得を目的とした研修（論理的思考力、政策形成能力、コミュニケーション能力、人材育成・人事管理能力、マネジメント能力、業務の専門性、法務能力、特定課題の各分野に関する研修）		
	自己啓発支援研修	業務に役立つ語学講座等、職員の資質向上を目的とした研修（語学講座、手話講座、通信教育等）	86人	53人
教育センター (教職員対象)	基本研修	育成指標を踏まえて策定した研修体系に基づき、教職員のキャリアステージに応じて、職務の遂行に必要な資質・指導力の向上等を目的とした研修【初任者研修、新規採用教員研修、教職経験者研修（2年目研修・3年目研修・中堅教諭等資質向上研修・16年目研修・キャリアデザイン研修）】	805人	805人

	職務研修	職務に応じて必要となる専門知識・技術等の修得を図る研修【管理職を対象とした学校経営研修、教務主任・新生徒指導主事等を対象とした主任・主事研修、養護教諭・司書教諭等を対象とした職務に応じた研修等】	2,702人	2,702人
	専門研修	教育課題や教科等の専門的知識・技能の向上を図る研修（希望受講）【幼児教育、教科指導等、各種教育課題等に関する研修】及び市町村教育委員会や県立学校長の推薦を受けた者を対象に、教科や領域の実践的指導力の向上を図ることを目的とした研修【教科・領域指導力向上セミナー（小学校外国語活動・外国語、中学校外国語、高等学校学習科学セミナーメンター育成）】	2,694人	2,694人
警察学校 (警察職員対象)	初任科、各級任用科等	新たに採用した警察官、各階級昇任者等に対し、その職務執行に必要な知識、能力等を修得させる。	86人	86人
	専科	特定の分野に関する専門的な知識、技能を修得させる。	276人	276人

9 職員の健康管理に関する福祉の状況

（1）安全衛生管理体制（平成29年度）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、各事業所の業種及び規模に応じて次のとおり管理者等を選任しています。

区分	総括安全衛生管理者	安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等		
	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任者数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数
知事部局等	4	4	5	5	16	16	19人	46	46
教育委員会	-	-	-	-	30	30	30人	14	14
警察本部	-	-	-	-	7	7	10人	9	9

区分	産業医				委員会				
	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任者数	実選任者数	衛生委員会		安全委員会		左のうち安全衛生委員会として設置している事業場数
知事部局等	16	16	16人	5人	16	16	5	5	5
教育委員会	30	30	30人	29人	30	30	-	-	-
警察本部	7	7	7人	6人	7	7	-	-	-

（注）知事部局等には、企業局、病院局及び各種委員会を含みます（以下同じ。）。

（2）職員のための福利厚生活動事業（平成29年度）

職員の福利厚生及び健康管理のための各種事業を行っています。

事業名	事業の概要・目的	平成29年度決算額
職員会館運営事業	職員の健康づくり及び文化活動を行う施設として、職員会館の運営を実施	569千円
知事部局等	労働安全・衛生事務	71,442千円
	健康診断事業	職員に対して、定期健康診断、特定業務従事者健康診断等を実施
	健康相談・指導事業	職員に対して、健康相談、健康教育等を実施
	メンタルヘルス対策事業	職員が心の病気を予防し、及び心の健康を保持増進できるようにするため、ストレス度チェック、睡眠改善チェック、職員相談、専門相談、復職支援、職員研修等を実施
	健康増進事業負担金	18,465千円
	職員文化活動推進事業補助金	1,394千円
	感染防止対策事業（病院局）	14,083千円
	給食業務従事者健診事業（病院局）	5,164千円
	計	115,673千円
	教職員福利厚生事業	7,668千円
教育委員会	教職員健康対策事業	42,186千円
	教職員心の健康対策事業	4,691千円
	計	54,545千円
	健康診断事業	19,053千円
	メンタルヘルス事業	971千円

警察	産業医職場巡視	健康相談、健康教育、衛生委員会への参加、長時間勤務者への面接指導、健康診断結果に基づく事後相談等を実施	2,650千円
本部	健康講話	警察本部及び各警察署において、職員を対象に、健康増進又はメンタルヘルス対策等に関する講話を実施	29千円
	計		22,703千円

(3) 職員の健康診断の状況（平成29年度）

職員の健康診断は、定期健康診断のほか、特定業務従事者健康診断として、深夜業務従事者、給食業務従事者、自動車運転業務従事者等の業務従事内容又は職種に応じて必要な健康診断を行っています。

健康診断の種類	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者数	受診者数	対象者数	受診者数	対象者数	受診者数
定期健康診断	4,414人	4,407人	2,860人	2,769人	1,422人	1,422人
特定業務従事者健康診断	4,330人	4,323人	29人	29人	349人	349人

10 職員の勤務条件に関する措置の要求に係る職員の利益の保護の状況

（前年度における勤務条件に関する措置の要求に係り人事委員会が行った勧告への対応状況）
該当なし

第2 鳥取県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員の競争試験の状況 (平成29年度)

ア 県職員採用試験 (大学卒業程度)

<第1次試験日 平成29年6月25日>

職種	申込者数 (人)	第1次試験		受験者数 (人)	第1次試験		合格者数 (人)	採用候補者数 (人)	競争率 A/B
		うち女性 (人)	A		うち女性 (人)	B			
事務（一般コース）	243	77	180	60	41	14	22	9	8.2
事務（環境コース）	2	1	2	1	1	0	0	0	-
事務（総合分野コース）	108	48	84	39	31	10	14	7	6.0
社会福祉（福祉コース）	17	8	13	5	6	3	3	2	4.3
社会福祉（手話コース）	0	0	-	-	-	-	-	-	-
総合化学（食品化学コース）	8	6	6	6	3	3	1	1	6.0
薬剤師（公衆衛生コース）	5	1	5	1	5	1	3	1	1.7
農業	27	6	24	5	16	3	5	2	4.8
林業	15	4	10	4	9	4	3	2	3.3
土木	34	2	23	2	17	2	8	2	2.9
獣医師	6	3	6	3	6	3	5	2	1.2
畜産	2	2	1	1	1	1	-	-	-
建築	6	3	4	2	3	1	2	0	2.0
警察行政	26	13	16	7	7	3	3	2	5.3
計	499	174	374	136	136	48	69	30	5.4

イ 県職員採用試験 (民間企業等経験者対象)

<第1次試験日 平成29年6月25日>

職種	申込者数 (人)	第1次試験		受験者数 (人)	第1次試験		合格者数 (人)	採用候補者数 (人)	競争率 A/B
		うち女性 (人)	A		うち女性 (人)	B			
事務（情報発信・広報コース）	18	2	9	0	4	0	1	0	9.0
事務（ヒューリティクス創造コース）	10	5	6	3	5	2	1	0	6.0
事務（観光振興コース）	5	1	5	1	4	0	1	0	5.0
事務（文化芸術コース）	1	1	1	1	1	1	0	0	-
事務（スポーツコース）	5	0	4	0	4	0	1	0	4.0
事務（地域おこし・地方創生コース）	21	6	14	3	6	1	0	0	-
事務（一般コース）	239	63	136	44	15	3	4	2	34.0
計	299	78	175	52	39	7	8	2	21.9

ウ 県職員採用試験 (短大卒業程度)

<第1次試験日 平成29年9月24日>

職種	申込者数 (人)	第1次試験		受験者数 (人)	第1次試験		合格者数 (人)	採用候補者数 (人)	競争率 A/B
		うち女性 (人)	A		うち女性 (人)	B			
公立学校栄養職員	23	22	22	22	6	6	2	2	11.0
計	23	22	22	22	6	6	2	2	11.0

エ 県職員採用試験 (高校卒業程度)

<第1次試験日 平成29年9月24日>

職種	申込者数 (人)	第1次試験		受験者数 (人)	第1次試験		合格者数 (人)	採用候補者数 (人)	競争率 A/B
		うち女性 (人)	A		うち女性 (人)	B			
一般事務	75	32	62	28	22	11	13	7	4.8
土木	4	1	4	1	4	1	2	0	2.0
警察行政	25	10	20	7	5	1	2	1	10.0
計	104	43	86	36	31	13	17	8	5.1

オ 県職員採用試験 (身体障がい者、精神障がい者対象・高校卒業程度)

<第1次試験日 平成29年9月17日>

職種	申込者数 (人)	第1次試験		受験者数 (人)	第1次試験		合格者数 (人)	採用候補者数 (人)	競争率 A/B
		うち女性 (人)	A		うち女性 (人)	B			
一般事務	35	8	30	5	9	2	2	1	15.0
計	35	8	30	5	9	2	2	1	15.0

カ 県職員採用試験 (大学卒業程度・追加募集)

<第1次試験日 平成29年11月12日>

職種	申込者数 (人)	第1次試験		受験者数 (人)	第1次試験		合格者数 (人)	採用候補者数 (人)	競争率 A/B
		うち女性 (人)	A		うち女性 (人)	B			
獣医師	0	0	-	-	-	-	-	-	-
畜産	4	0	2	0	2	0	1	0	2.0
計	4	0	2	0	2	0	1	0	2.0

キ 県職員採用試験 (大学卒業程度・追加募集)

※申込者がいなかったため試験は未実施

職種	申込者数 (人)	第1次試験		受験者数 (人)	第1次試験		合格者数 (人)	採用候補者数 (人)	競争率 A/B
		うち女性 (人)	A		うち女性 (人)	B			
獣医師	0	0	-	-	-	-	-	-	-
計	0	0	-	-	-	-	-	-	-

ク 県職員採用試験(警察官A(1回目))

<第1次試験日 平成29年5月14日>

試験区分	申込者数 (人)	第1次試験		受験者数 (人)	第1次試験		合格者数 (人)	採用候補者数 (人)	競争率 A/B
		うち女性	A		うち女性	B			
警察官(男性)	55	-	50	-	39	-	17	-	2.9
警察官(女性)	10	10	8	8	6	6	4	4	2.0
警察官(男性)(武道/柔道)	1	-	1	-	1	-	1	-	1.0
警察官(男性)(武道/剣道)	0	-	-	-	-	-	-	-	-
サイバー犯罪捜査官	2	0	2	0	1	0	1	0	2.0
計	68	10	61	8	47	6	23	4	2.7

ケ 県職員採用試験(警察官A(2回目))

<第1次試験日 平成29年9月17日>

試験区分	申込者数 (人)	第1次試験		受験者数 (人)	第1次試験		合格者数 (人)	採用候補者数 (人)	競争率 A/B
		うち女性	A		うち女性	B			
警察官(男性)	18	-	14	-	11	-	1	-	14.0
警察官(女性)	2	2	2	2	2	2	1	1	2.0
警察官(男性)(武道/柔道)	0	-	-	-	-	-	-	-	-
警察官(男性)(武道/剣道)	1	-	1	-	1	-	1	-	1.0
警察官(自己推薦)	3	0	2	0	2	0	1	0	2.0
計	24	2	19	2	16	2	4	1	4.8

コ 県職員採用試験(警察官B)

<第1次試験日 平成29年9月17日>

試験区分	申込者数 (人)	第1次試験		受験者数 (人)	第1次試験		合格者数 (人)	採用候補者数 (人)	競争率 A/B
		うち女性	A		うち女性	B			
警察官(男性)	94	-	83	-	74	-	35	-	2.4
警察官(女性)	14	14	13	13	12	12	8	8	1.6
計	108	14	96	13	86	12	43	8	2.2

(2) 職員の選考の状況(平成29年度)

(単位:人)

標準的な職		採用選考				
		知事部局等	教育委員会	警察本部	病院局	計
行政職	次長	3	2	-	-	5
	課長	2	-	1	-	3
	課長補佐	4	-	1	-	5
	係長	6	-	1	-	7
	主事	19	5	7	4	35
公安職	警視	-	-	5	-	5
	警部	-	-	6	-	6
	警部補	-	-	3	-	3
	巡査部長	-	-	3	-	3
	巡査、巡査長	-	-	4	-	4
教育職(2)	教頭	-	1	-	-	1
	専門員、教諭	3	12	-	-	15
医療職	部長	-	-	-	5	5
	医長	-	-	-	12	12
	医師	4	-	-	14	18
	(2) 衛生技師	-	-	-	19	19
	(3) 看護師長	1	-	-	-	1
	看護師	-	-	-	80	80
海事職	二等航海士	-	1	-	-	1
研究職	研究員	-	-	1	-	1
	計	42	21	32	134	229

※各区分のうち、記載のない給料表及び職位は該当者なし

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況(平成29年人事委員会勧告)

(1) 給与等報告・勧告のポイント

月例給は引上げ、特別給は据置き

- (ア) 民間給与との較差(0.98%)を埋めるため、給料表の水準等を引上げるとともに、扶養手当について子に係る手当額を引上げ
(イ) 特別給(期末・勤勉手当)は民間の支給月数とほぼ均衡しているため据置き

(2) 給与決定の原則

地方公務員法第24条第2項は「職員の給与は、①生計費並びに②国及び③他の地方公共団体の職員並びに④民間事業の従業者の給与⑤その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定しており、これらの判断基準を調査し、総合勘案した。

(3) 給与を取り巻く状況

ア 県内民間事業所従業員の給与の状況

県内の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の225事業所から136事業所を無作為に抽出し、従業員の個人別給与を人事院等と共同で実地調査して県職員と比較した。

〈月例給・特別給の公民比較〉

区分	県内民間(A)	県職員(B)	公民較差(A-B)
月例給(平成29年4月分)	347,764円	344,378円	3,386円(0.98%)
特別給(平成28年8月～平成29年7月)	3.99月分	4.00月分	△0.01月分

(注) 月例給は、ラスパイレス方式による比較

イ 国家公務員の給与の状況

- 人事院においては平成29年8月8日に、公民較差に基づく月例給及び特別給の引上げについての勧告を行った。

〈国公ラスパイレス指数(国=100)〉

22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
94.8	94.0	101.2 (93.6)	99.1 (91.6)	91.8	91.8	93.7

注) 平成24年及び25年欄中()内は、国の給与減額支給措置による減額前の額で比較

ウ 他の都道府県の職員の給与の状況

- 他の地方公共団体においては、概ね本県と同様に国と類似の給与制度をとっている。
- 平成29年の給与改定については、これまでに勧告のあった都道府県等の状況を見ると、概ねそれぞれの地域の実態を反映したものとなっている。

エ 生計費及びその他の事情

- 勧告後の給与は、生計費を充足している。
- 最近の本県の経済状況をみると、雇用面では、新規求人倍率が下振れるも、有効求人倍率は高水準の推移をしており、景気の基調としては、一部に弱さが見られるも、持ち直しの動きにある。

(4) 勧告の考え方及び内容

① 給与の改定

(2) の給与決定の原則に基づき、次のとおり判断した。

ア 月例給(給料及び諸手当)

(ア) 考え方

- 県職員の給与が県内民間事業所従業員の給与を0.98%下回っていることから、民間給与との均衡を図るために月例給を引き上げる必要がある。
- 国と同様に初任給について民間との間に差があることなどを踏まえ、若年層を重点的に改定した本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表への改定を行うことが適当である。

(イ) 内容

- 本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表への改定を行うこととし、給料表の水準を引き上げる。
- 初任給調整手当について、国に準じた改定を行う。
- 扶養手当について、子に係る手当額を国に準じた額に引き上げる。(6,700円→8,000円)

(改定後の月例給)

	現行	改定後	改定額	改定率
月例給	344,378円	347,496円	3,118円	0.91%

イ 特別給(期末手当・勤勉手当)

特別給については、本県の現行の支給月数は、県内民間事業所とほぼ均衡しているため、本年は特別給の支給月数を据え置くことが適当である。

(給与改定による年間給与の影響額(行政職一人当たり平均))

	現行	改定後	影響額(※)	改定率
年間給与	5,478,980円	5,527,521円	48,541円	0.89%

※影響額の内訳[月例給37,150円、特別給11,391円]

② 実施時期 平成29年4月1日

③ 扶養手当の見直し

本年度から国に準じて段階的に配偶者に係る手当額を引き下げるとともに、それによって生じる原資を用いて子に係る手当額を引き上げており、①ア(イ)の子に係る扶養手当額の引上げを踏まえ、平成30年度以降の子に係る手当額を引き上げる。(7,900円→9,200円)

④ 通勤手当の見直し

特急料金に係る通勤手当について、国や他の都道府県、県内民間事業所における状況を踏まえれば、現行制度について直ちに見直しが必要な状況とまでは言えないが、特急を利用して通勤している職員には相当程度の経済的負担が生じていることから、他の職員との均衡、人事管理上の必要性や人材確保等の観点から負担の軽減について検討が求められる。

(5) 人事管理に関する報告

ア 仕事と家庭生活の両立支援

- 仕事と育児や介護との両立支援は、職員のワーク・ライフ・バランスの実現や公務能率の一層の向上の観点からも重要である。
- 不妊治療と仕事の両立に関し、国や他の地方公共団体、民間の状況等を注視し、必要に応じて支援策の検討を行うことが求められる。

イ 時間外勤務の縮減対策

- 各任命権者において時間外勤務の縮減に向けた様々な取組が進められている。国が進める働き方改革の動きも踏まえながら、引き続き勤務実態の正確な把握に努め改善していく必要がある。

ウ 労働災害の防止

- 単なる法令遵守にとどまらず、快適な職場環境の実現と労働条件の改善に取り組む必要がある。

エ 職員の健康保持

- 長時間労働は身体のみならず心の健康にも害を及ぼすものであることから、長時間労働の実態把握や面接指導等の措置により、職員の健康保持に努める必要がある。

- ・ストレスチェックなどを有効に活用し、メンタルヘルスケアの充実に努めることが必要である。

オ 良好で働きやすい職場環境の確保

- ・男女雇用機会均等法の改正等を踏まえ、妊娠、出産、育児休業・介護休業の取得等、あるいは性的指向や性自認を理由とした、上司、同僚による就業環境を害する行為を防止するため必要な措置を講ずる必要がある。

カ 高齢期の雇用問題

- ・本県の実情及び人事管理の状況を十分考慮した上で、国の動向を注視しながら、雇用と年金の接続が確実に行われるよう引き続き取り組む必要がある。

キ 非常勤職員等の勤務条件

- ・平成 29 年 5 月の地方公務員法等の改正を踏まえ、非常勤職員等の勤務条件等の現状について点検し、必要な対応を行う必要がある。

ク 障がい者の雇用

- ・各任命権者とも法定雇用率は達成している状況ではあるが、引き続き障がい者雇用に係る取組について点検し、課題等に応じて見直しを行っていくことが重要である。

ケ 能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・限られた人的資源の下で公務能率の維持・向上を図るために、育児や介護、病気等により現に働き方に制約がある職員や、これらのために必要な業務を経験できなかった職員であっても、それぞれの事情や能力・実績等に応じて十分に活躍できるよう、より柔軟な人事管理も必要である。

(6) 勧告年月日

平成 29 年 10 月 5 日

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置の要求の件数（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

なし

4 不利益処分に関する審査請求の状況

審査請求件数（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

なし

「等級及び職制上の段階ごとの職員数」

※本文P3

第1 1(9)「等級等ごとの職員数の状況（平成30年4月1日現在）」に関するもの

・行政職給料表	1
・公安職給料表	4
・教育職給料表(1)	6
・教育職給料表(2)	7
・研究職給料表	8
・医療職給料表(1)	9
・医療職給料表(2)	10
・医療職給料表(3)	11
・海事職給料表	12
・現業職給料表	13

○行政職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	346	10.6%	主事 技師 事務主事 改良普及員 児童指導員 保健師 精神保健福祉士 学校栄養職員 保育士 航空整備士 少年警察補導員 医療ソーシャルワーカー	194 65 36 10 9 7 1 13 7 1 2 1	346		
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	802	24.5%	主事 技師 事務主事 改良普及員 学芸員補 管理栄養士 講師 児童指導員 職業訓練指導員 心理判定員 精神保健福祉士 保育士 保健師 司書 主任介助職員 学校栄養職員 少年警察補導員 薬剤師 医療ソーシャルワーカー 診療情報管理士	394 193 37 19 1 2 1 36 3 6 1 35 21 22 1 10 4 2 9 5	802	1,148 35.1%	主事・技師級
3級	係長の職務	974	29.8%	係長 副主幹 児童指導主任、その他の主 農業専門技術員 主計員 准教授 監査副主幹 事務次長 事務副主幹 教育相談員 副保育士長	765 67 27 1 8 7 1 23 63 4 8	974	29.8%	係長級
				計	346			

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
4級	本庁(地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局(局に相当するものを含む。)及び課(課に相当するものを含む。)をいう。以下同じ。)の課長補佐の職務	250	7.6%	課長補佐 主幹 チーム長 教育局次長、その他の次長 教授 監査主幹 図書館課長、その他の課長 事務次長 事務主幹 保育士長 室長補佐	196 18 2 5 2 1 3 5 15 1 2	250		
5級	困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務	469	14.3%	課長補佐 主幹 チーム長 教授 総括主計員 中山間地域振興リーダー ¹ 副校長 副所長 監査主幹 教育局次長、その他の次長 図書館課長、その他の課長 事務長 事務主幹 室長補佐 司書主任 統括少年警察補導員 隊長補佐 保育士長	317 40 1 3 1 4 3 1 9 31 10 2 39 3 1 1 1 2 469	719	22.0%	課長補佐級
6級	本庁の課長の職務	326	10.0%	課長 室長 チーム長 危機管理専門官 園長 校長 館長 検査専門員 参事 福祉相談センターナ次長、その他の次長 所長 事務長 名古屋代表部の部長、その他の部長 副院長 副局長 副所長	120 36 2 1 1 2 3 12 38 10 35 29 2 1 11 6	350	10.7%	課長級

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
(6級)	(本庁の課長の職務)			副本部長 副館長 民工芸振興官 監査官 管理官 物品調達官 計	1 1 1 1 12 1 326			(課長級)
7級	困難な業務を行う本庁の課長の職務	43	1.3%	課長 局長 所長 副局長 センター長 館長 事務長 計	13 5 2 1 1 1 1 24			
8級	本庁の次長の職務	46	1.4%	局長 次長、その他の次長 原子力安全対策監 所長 参事監 振興監 戦略監 本部長 副局長 計 理事監 計	22 8 1 2 4 4 1 1 45 1 1	64	2.0%	次長級
9級	本庁の部長の職務	16	0.5%	部長 局長 所長 会計管理者 統轄監 理事監 本部長 計	7 3 2 1 1 1 1 16	17	0.5%	部長級
合計		3,272	100%					

○公安職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	148	11.9%	係員	105	415	33.5%	係員級
				見習生	40			
				隊員	3			
				計	148			
2級	相当困難な業務を行う係員の職務	219	17.7%	係員	25	321	25.9%	主任級
				見習生	18			
				巡査長	176			
				計	219			
3級	1 困難な業務を行う係員の職務 2 主任の職務	281	22.7%	係員	1	311	25.1%	係長級
				巡査長	47			
				計	48			
				主任	223			
				助教官	2			
				分隊長	8			
4級	1 困難な業務を行う主任の職務 2 係長の職務	399	32.2%	計	233	101	8.2%	課長補佐級
				主任	84			
				分隊長	4			
				計	88			
				係長	295			
				小隊長	9			
5級	警察本部(警察法(昭和29年法律第162号)第47条第1項の規定に基づき設置されるもの)の職務	48	3.9%	教官	7	101	8.2%	課長補佐級
				所長	1			
				通信指令長	3			
				計	48			
				検視官	1			
				課長	24			
				課長補佐	14			
6級	困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務	53	4.3%	室長補佐	4	101	8.2%	課長補佐級
				主任教官	1			
				所長	1			
				隊長補佐	2			
				計	53			
				検視官	2			
				課長	16			
				課長補佐	29			

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
7級	警察本部の課長の職務	67	5.4%	企画官	1	72	5.8%	課長級
				課長	8			
				監察官	1			
				管理官	36			
				刑事官	3			
				広報官	1			
				試験場長	1			
				室長	7			
				所長	1			
				隊長	4			
8級	困難な業務を行う警察本部の課長の職務	14	1.1%	副校長	1	19	1.5%	部長級
				副署長	3			
				計	5			
				参事官	8			
				署長	1			
				計	9			
				校長	1			
				署長	3			
				総括参事官	5			
				統括参事官	1			
9級	警察本部の部長の職務	10	0.8%	計	10			
				合計	1,239	100%		

○教育職給料表（1）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	高等学校又は特別支援学校(以下「高等学校等」という。)の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	61	3.6%	実習助手	50	61	3.6%	助教諭級
				寄宿舎指導員	11			
				計	61			
2級	高等学校等の教諭又は養護教諭の職務	1,488	88.1%	教諭	1,353	1,525	90%	教諭級
				養護教諭	38			
				実習教諭	31			
				栄養教諭	1			
				教務主幹	3			
				教務主任	9			
				係長	4			
				県史編さん室長	1			
				講師	15			
				専門員	4			
				指導主事	19			
				管理主事	3			
				文化財主事	1			
特2級	高等学校等の主幹教諭の職務	37	2.2%	学校図書館支援員	1	37	37	
				寄宿舎主任、寄宿舎副主任	5			
				計	1,488			
				主幹教諭	33			
				室長	1			
3級	高等学校等の副校長又は教頭の職務	71	4.2%	課長補佐	2	71	4.2%	教頭級
				係長	1			
				計	37			
				教頭	52			
				副校長	17			
4級	高等学校等の校長の職務	32	1.9%	教務課長	1	32	1.9%	校長級
				指導主査	1			
				計	71			
合計		1,689	100%					

○教育職給料表（2）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階					
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階			
1級	中学校又は小学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	-	0.0%		-	-	0.0%	助教諭級			
				計	-						
2級	中学校又は小学校の教諭又は養護教諭の職務	3,195	89.3%	教諭	2,887	3,211	89.7%	教諭級			
				養護教諭	174						
				栄養教諭	19						
				係長	17						
				専門員	4						
				指導主事	54						
				管理主事	5						
				健康管理主事	1						
				学校図書館支援員	1						
				社会教育主事	4						
特2級	中学校の主幹教諭の職務	16	0.4%	博物館専門員	3	16	教頭級				
				文化財主事	26						
				計	3,195						
				計	3,211						
3級	中学校の副校長又は中学校若しくは小学校の教頭の職務	190	5.3%	係長	13	190	5.3%	教頭級			
				課長補佐	2						
				次長	1						
				計	16						
				計	190						
4級	中学校又は小学校の校長の職務	178	5.0%	教頭	180	178	5.0%	校長級			
				副校長	8						
合計		3,579	100%	指導主査	1	178		校長級			
				社会教育主査	1						
				計	190						

○研究職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階							
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階					
1級	研究員又は学芸員の職務	68	43.3%	研究員	64	68	43.3%	研究員級					
				学芸員	4								
				計	68								
2級	試験場の室長補佐の職務	42	26.8%	主任研究員	30	42	26.8%	室長補佐級					
				主任学芸員	5								
				専門研究員	3								
3級	試験場の室長の職務	35	22.3%	サブチーム長	1	35	22.3%	室長級					
				室長補佐	3								
				計	42								
4級	試験場の場長の職務	11	7.0%	室長	21	12	7.6%	場長級					
				チーム長	1								
				上席研究員	1								
5級	困難な業務を行う試験場の場長の職務	1	0.6%	試験地長	4	12	7.6%	場長級					
				主幹学芸員	4								
				主席研究員	4								
		計		35									
		合計		157	100%								

○医療職給料表（1）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師又は歯科医師の職務	38	22.6%	医師	38	38	22.6%	医師級
				計	38			
2級	医長又は副医長の職務	18	10.7%	副医長	14	18	10.7%	医長級
				医長	4			
3級	1 困難な業務を行う医長又は副医長の職務 2 本庁の次長又は課長の職務	103	61.3%	副医長	1	103	61.3%	副院長級
				部長	60			
				医長	29			
				院長	1			
				園長	2			
				副局長	4			
				副医長	1			
				参事監	2			
				室長	2			
4級	1 困難な業務を行う本庁の次長の職務 2 本庁の部長の職務	9	5.4%	センター長	2	9	5.4%	院長級
				計	103			
				理事監	1			
				部長	1			
				院長	2			
				副院長	4			
				局長	1			
				計	9			
合計		168	100%					

○医療職給料表（2）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	衛生技師の職務	5	1.8%	言語聴覚士 臨床工学技師 歯科衛生士 視能訓練士	1 2 1 1	1		
				計	5			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う衛生技師の職務	151	54.3%	衛生技師 薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技師 理学療法士 言語聴覚士 作業療法士 管理栄養士 視能訓練士 作業療法士 副主幹 臨床心理士	25 17 20 20 10 29 11 8 3 1 4 1 2	156	56.1%	技師級
				計	151			
3級	係長の職務	28	10.1%	係長 診療放射線主任 作業療法主任 理学療法主任 管理栄養主任 言語聴覚主任 薬剤主任 臨床検査主任 臨床工学主任	4 4 2 2 2 1 6 6 1	46	16.5%	係長級
				計	28			
4級	困難な業務を行う係長の職務	46	16.5%	係長 副主幹 管理栄養主任 言語聴覚主任 作業療法主任 歯科衛生主任 診療放射線主任 理学療法主任	13 18 2 2 2 2 5	46		
				計	46			
5級	課長補佐の職務	32	11.5%	課長補佐 副室長 副部長 次長 主幹	15 11 2 1 3	32	11.5%	課長補佐級
				計	32			
6級	課長の職務	15	5.4%	所長 課長 副局長 参事 室長 部長 計	1 2 4 2 5 1 15	16	5.8%	課長級
7級	困難な業務を所掌する課長の職務	1	0.4%	局長 計	1 1			
	合計	278	100%					

○医療職給料表（3）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務	-	0.0%	-	-	-	0.0%	看護師級
2級	1 相当困難な業務を行う准看護師の職務 2 助産師又は看護師の職務	563	65.9%	看護師	563	563	65.9%	
3級	看護主任の職務	166	19.4%	看護主任	165	166	19.4%	看護主任級
4級	副看護師長の職務	82	9.6%	副看護師長	81	82	9.6%	副看護師長級
5級	看護師長の職務	29	3.4%	看護師長	28	29	3.4%	看護師長級
6級	総合療育センターの部長の職務	12	1.4%	副センター長	2	11	1.3%	副局長級
7級	副院長又は局長の職務	2	0.2%	副局長	2	3	0.4%	局長級
合計		854	100%	計	2			

○海事職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 大型船舶の二等航海士若しくは二等機関士(以下「二等航海士等」という。)又は乗組員の職務 2 中型船舶の航海士、機関士又は通信士(以下「航海士等」という。)の職務 3 小型船舶の機関士の職務	3	7.9%	航海士	1	23	60.5%	二等航海士級
				機関員	1			
				甲板員	1			
				計	3			
2級	1 大型船舶の相当困難な業務を処理する二等航海士等又は各長若しくは高度の技能又は経験を必要とする乗組員の職務 2 中型船舶の高度の知識又は経験を必要とする業務を行う航海士等の職務 3 小型船舶の船長又は機関長の職務	20	52.6%	機関士	4	6	15.8%	一等航海士級
				航海士	6			
				機関員	1			
				甲板員	2			
				甲板長	1			
				司ちゅう員	1			
				操舵手	1			
				船長	1			
				二等機関士	1			
				二等航海士	2			
				計	20			
3級	1 大型船舶の一等航海士、一等機関士若しくは通信長(以下「一等航海士等」という。)又は困難な業務を処理する二等航海士等若しくは各長の職務 2 中型船舶の船長、機関長又は士長の職務 3 小型船舶の困難な業務を処理する船長又は機関長の職務	6	15.8%	機関士長	1	6	15.8%	機関長級
				機関長	2			
				船長	1			
				司ちゅう長	1			
				操機長	1			
				計	6			
4級	1 大型船舶の機関長又は困難な業務を処理する一等航海士等の職務 2 中型船舶の困難な業務を処理する船長又は機関長の職務	8	21.1%	機関長	2	8	21.1%	船長級
				一等機関士	1			
				一等航海士	1			
				通信長	1			
				漁業取締専門員	1			
				船長	2			
5級	大型船舶の船長の職務	1	2.6%	計	8	1	2.6%	船長級
				船長	1			
				計	1			
合計		38	100%					

○現業職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	現業技術員、畜産技手、農業技手、林業技手、現業主事又は介助員の職務	2	1.4%	調理師	2	2	60.8%	技術員級	
				計	2				
2級	困難な業務を行う現業技術員、畜産技手、農業技手、林業技手、現業主事又は介助員の職務	85	59.4%	現業技術員	44	87	60.8%		
				管理技術員	3				
				学校技能主事	15				
				現業主事	5				
				農業技手	4				
				畜産技手	2				
				調理師	4				
				介助員	3				
				医療助手	2				
				ボイラ技士	2				
3級	現業職長の職務	56	39.2%	運転士	1	56	39.2%	職長級	
				職長	35				
				学校技能副班長	11				
				学校技能班長	3				
				調理師長	2				
				副調理師長	2				
				ボイラ技士長	1				
合計		143	100%	メッセンジャー長	1				
				物流管理主任	1				
				計	56				